

昭和四十年六月

## 四日市市議会会議録目次

オ一号（六月十四日）

永年在職議員表彰状伝達

議席の変更について

議録署名議員の指名

会期の決定について

昭和三十九年度四日市市繰越明許費についてその他

議案説明……質疑、討論、承認

昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（オ一号）その他

議案説明

人権擁護委員推薦について

議案説明……質疑、討論、議決

オ二号（六月十七日）

一般質問

ページ

一五

一六

一七

一七

一九

一九

一三

公害防止対策事業についてその他

三七

訓彌也男君

公災害対策について

五五

前川辰男君

開通質問

八三

大島武雄君

衛生問題その他

八七

矢田繁郎君

教育行政についてその他

一〇〇

坂上長十郎君

開通質問

一一八

昭和四十年度四日市市一般会計補正予算(第1号)その他

質疑、討論、議決

一一四

産業公害並びに公災害防止に対する意見書提出について

議案説明……質疑、討論、議決

一一六

陳情書審査結果報告その他

採否決定

ページ

三四

四日市市議会

四日市市議会定例会會議録（第一号）

昭和四十年六月十四日

六月十四日市市議会定例会会議録 第一號

米田好兼速記

昭和四十年六月十四日（月曜日）

○議事日程 第一號

昭和四十年六月十四日（月）午後二時開会

- 第一 議席の変更について
- 第二 会議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 請負方四号 昭和三十九年度四日市市縁越明許貸について……議案説明……質疑、討論、承認
- 第五 請負方五号 昭和三十九年度四日市市事故縁越について……" " " " "
- 第六 請負方六号 昭和三十九年度四日市市市立四日市病院事業会計予算の繰越について……" " " " "
- 第七 請負方七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計予算の繰越について……" " " " "
- 第八 請負方八号 専決処分について……" " " " "
- 第九 議案第一号 昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（第一号）……議案説明

オ一〇 議案オ五七号 四日市市と畜場設置条例の一部改正について……議案説明

オ一一 議案オ五八号 四日市市食肉市場設置条例の一部改正について……〃

オ一二 議案オ五九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選舉すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……

オ一三 議案オ六〇号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……

オ一四 議案オ六一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について……

オ一五 議案オ六二号 町の区域の設定について……

オ一六 議案オ六三号 市道路線廃止について……

オ一七 議案オ六四号 市道路線の一部廃止について……

オ一八 議案オ六五号 市道路線の一部廃止について……

オ一九 議案オ六六号 市道路線廃止について……

オ二〇 議案オ六七号 市道路線の一部廃止について……

オ二一 議案オ六九号 市道路線の一部廃止について……

オ二二 議案オ七〇号 市道路線の一部廃止について……

オ二三 議案オ七一号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について……

オ二四 議案オ七二号 住居表示監督事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……議案説明

オ二五 議案オ七三号 昭和四十年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……

オ二六 議案オ六八号 人權擁護委員推薦について……議案説明・質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

オ一 議席の変更について

オ二 会議録署名議員の指名について

オ三 会期の決定について

オ四 報告オ四号 昭和三十九年度四日市市繰越明許費について

オ五 報告オ五号 昭和三十九年度四日市市事故繰越について

オ六 報告オ六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計予算の繰越について

オ七 報告オ七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計予算の繰越について

オ八 報告オ八号 専決処分について

オ九 議案オ五六号 昭和四十年度四日市市一般会計補正予算(オ一号)

オ一〇 議案オ五七号 四日市市と畜場設置条例の一部改正について

オ一一 議案オ五八号 四日市市食肉市場設置条例の一部改正について

オ一二二 議案オ五九号

四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

- オ一三 議案オ六〇号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について  
オ一四 議案オ六一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について  
オ一五 議案オ六二号 町の区域の設定について

- オ一六 議案オ六三号 市道路線廃止について  
オ一七 議案オ六四号 市道路線の一部廃止について  
オ一八 議案オ六五号 市道路線の一部廃止について  
オ一九 議案オ六六号 市道路線廃止について  
オ二〇 議案オ六七号 市道路線の一部廃止について  
オ二一 議案オ六九号 市道路線廃止について  
オ二二 議案オ七〇号 市道路線の一部廃止について  
オ二三 議案オ七一号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について

- オ二四 議案オ七二号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

- オ二五 議案オ七三号 昭和四十年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

オ二六 議案オ六八号 人権擁護委員推薦について

○出席議員（三十一名）

荒野 中坂 宮 鈴 伊 前 志 岩 坪 藤 北 酒  
木崎 島 上 崎 木 藤 積 川 野 田 谷 村 井  
武貞 忠 長 春 愛 太 政 久 紗 昌  
治芳 勝 郎 吉 次 郎 一 男 雄 等 子 一 市 一  
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

## ○議案説明のため出席した者

○欠席議員（四名）

錦安塙比日谷  
安吉勇平九  
君君君君

矢須伊大前加山笠笠服橋訓永味山增渡  
田藤康島川藤中橋田詰田岡頸本山部  
繁泰總太郎一雄宗定忠伊七昌興利也一  
郎祐衛弘隆郎男一君君君君君君君君  
君君君君君君君君君君君君君君君君君

建設部長園浦和己君

教育委員長杉浦酉太郎  
教育長栗林武男

市立四日市病院

事務長渡部一臣  
水道局長山本文男  
次長滝谷弘之助  
技術部長加藤君

事務局長菊地英也  
次長岩谷剛君  
議事係長小坂君  
議事係長小坂君

主事佐藤正俊君  
主事補芳野孝君

午後二時五分開会

○議長(笠田七衛君) ただいまより昭和四十年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は、三十名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと存じますから、よろしくお願ひ申し上げます。

要請いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

要請いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

代案者に、山中議員をお願いいたします。

「山中忠一君登壇」

○議長(笠田七衛君)

水年在職議員表彰状伝達の件

○議長(笠田七衛君) 会議に先立ちまして、さる五月十二日、福岡市において開催されました第41回全国市議会議長会定期総会において山中、笠田、高橋、北村、藤谷、鈴木、日比、矢田の八議員が、十年以上の勤続議員として表彰されましたので、ただいまから表彰状の伝達式を行ないます。

代案者に、山中議員をお願いいたします。

○議長(笠田七衛君)

表 彰 状

四日市市議会議員

山 中 忠 一 殿

あなたは市議会議員として十二年、市政の振興に努められその功績特に著しいものがありますので、  
第41回定期総会にあたり本会表彰規程により記念品を贈呈してこれを表彰いたします。

昭和四十年五月十二日

全国市議会議長会会長  
福岡市議会議長

石 村 貞 雄

以下、高橋議員が十一年、北村議員以下十年、ほか同文であります。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（笠田七衛君） ただいまより会議を開きます。

日程第一 議席の変更について

○議長（笠田七衛君） 日程第一、議席の変更についてを議題といたします。

今回、所員会派の結成に伴い、議席を変更いたしたいと思ひます。

おはかりいたします。議席は、ただいま御着席のとおり変更いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、ただいま御着席のとおり変更することに決定いたしました。

日程第二 会議録署名議員の指名について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程第二、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、矢田議員、高橋議員にお願いすることにいたしました。

日程第三 会期の決定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

今期定期会の会期は、本日より六月十七日までの四日間といたしましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、会期は、四日間と決定いたしました。

日程第四 報告第四号昭和三十九年度四日市市緑越明許費について、ないし  
日程第8号 報告第8号専決処分について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程第四、報告第4号昭和三十九年度四日市市緑越明許費について、ないし日程第8号専決処分についての五件を一括議題といたします。

市長の説明を求めます。

市民。

〔市民（平田佐矩君）登壇〕

○市民（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

報告書四号は、昭和三十九年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書であります。次年度へ繰り越しを予定されるものとして、すでに御決議をいただいております塩浜駅臨み切り道対策費外五件四千九百四十万七千円を四十年度へ繰り越したものであります。

報告書五号は、昭和三十九年度一般会計予算事故繰越繰越計算書であります。

内容は、四日市警察署待機宿舎建設用地整地工事諸負費外一件、総額一億三百八十二万六千四百六十七円を四十年度へ繰り越したものであります。これらはいずれも三十九年度中に事業を完了する予定で工事請負あるいは物品購入の契約等支出負担行為を行なったのであります。各種の事情により同年度中に完了せず、やむをえず四十年度へ繰り越したものであります。

報告書六号は、昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計予算のうち、病院増築工事費二千万円の繰り越しを行なつたものであります。増床計画につきましては、医療関係諸団体との調整等諸般の情勢により年度内に着工に至らず、四十年度へ繰り越したものであります。

報告書七号は、昭和三十九年度四日市市水道事業会計予算の繰り越し報告であります。昭和三十九年度における水道事業会計予算は、水道拡張費二億六千七万五千円に対し、執行額は二億三千二百四十七万六千三百七十七円となり、年度末までに支払い義務の発生しなかつた朝明水源池電気設備工事関係費一千二百円を翌年度へ繰り越したもので、この設備は、起債等財源見通しの関係で発注がおくれております。三十九年度末近くになり起債の追加割り当てがあり財源の見通しが立ちましたので、直ちに諸負契約を行なつたのですが製作に約五ヶ月を要するため、四十年度へ繰り越したものであります。

報告書八号は、去る五月三十一日行ないました昭和四十年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分に

ついて御承認をお願いするものであります。今回の専決処分は、同会計の昭和三十九年度決算に関連して行なつたものであります。

昭和三十九年度国民健康保険特別会計予算は、収入のうち、国庫負担金に療養給付費負担金として見込額の九〇%を計上しておりますが、国の都合により年度内交付率が八二%となつたこと等により、収入に七十六万五千円の不足を生じました結果、その補てんを四十年度予算からの繰上元用により行ないましたので、昭和四十年度補正予算の専決処分を行なつたものであります。

補正額は、繰上元用額同額であります。収入は、国庫支出金過年度収入をもつて收支の均衡をはかりました。以上、予算の繰り越しについて御報告申し上げるとともに、専決処分につきましては、よろしく御審議のうえ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

○議長（笠田七衛君） 吳議なしと認めます。よって、報告書四号昭和三十九年度四日市市繰越明許費について、な

いし報告書八号専決処分については、承認することに決定いたしました。

〔「吳議なし」と呼ぶ者あり〕

日程オ 九 議案書五十六号昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（オ一号）なしし  
日程オ二十五 議案書七十三号昭和四十年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特別に関する条例の制定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程方九、議案方五十六号昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（方一号）ないし日程方二十五、議案方七十三号昭和四十一年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についての十七議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案方五十六号は、昭和四十年度四日市市方一回補正予算案であります。主な内容は、今回県・市間で締結をみました四日市港の管理、埋め立て等に関する覚書に基づく港湾事業負担金、五月二十七日の豪雨による災害復旧費、国鉄塩浜駅の改良工事と関連した緑化用地購入費等緊急やむをえないもののみ一億三千七百四十一万六千円の追加補正であります。これにより歳入歳出予算の総額は四十億五百七十七万一千円となるのであります。

以下、その内容について概要を御説明申し上げます。

方一款総務費は、近く行なわれる参議院議員選挙と関連し、明るく正しい選挙を行なうための啓発費を計上したものであります。全額国庫委託金を財源とするものであります。

方六款農林水産業費は、農地費に対する補正であります。内部地区で行なう水道局の受託工事費を計上したもので、全額水道局からの受託事業収入をもってまかなうものであります。

方八款土木費は、港湾費並びに都市計画費に対する補正であります。今回、県・市間に締結された覚書に基づく港湾負担金で、その内容は昭和三十四年度ないし昭和三十六年度の三年度間に四日市港について

て行なわれた直轄事業の市負担分をわち同年度間に県が行なった起債の昭和三十九年度までの償還金と現金納付分の本市負担分計九千二百七十二万六千円と、昭和三十九年度県公共事業に対する市負担金千六百五十万円を計上したもので、このうち県公共事業に対する負担金は、昭和三十九年度予算に計上されていましたが、これに対する起債を四十年度で検討して、ただくより関係当局へお願いしておりますので、昭和三十九年度予算は不執行とし、改めて四十年度予算で補正をお願いしたものです。

次に、都市計画費の補正は、今回、国鉄が実施する塩浜駅の改良工事に関連し、国鉄が買収した土地二百八十坪を緑地とするため国鉄から譲り受けようとするもので、その購入資金一千二百十萬円は、今回の塩浜駅改良工事と関係のある石原産業・昭和四日市石油・東海瓦斯化成・三菱油化・三菱化成及び三菱モンサント化成の各社からの寄付金をもつてあるものであります。

方十一款災害復旧費は、去る五月二十七日の豪雨により被害を受けました土木、農地及び都市下水施設の復旧工事費を計上したものであります。

次に、歳入は、歳出に関連した特定財源のほか前年度繰越金をもつて充当いたしました。

議案方五十七号、五十八号、五十九号及び六十号の条例改正案は、本市住居表示整備事業の実施に伴い、その後所在地の名称の変更のあったものについて所要の改正をしようとするものであります。

議案方六十一号、簡易水道条例の改正案は、小林簡易水道の水道料金のうち、超過料金の現行一立方メートル二十円を二十五円に改正しようとするもので、地元簡易水道需要者の希望を尊重し、かつ合理的な運営による必要最小限度の料金収入を確保しようとするものであります。

議案方六十二号、町の区域の新設は、かねてより四日市市開発公社により造成が進められております下野地区朝明

田地を、お手元に配布申し上げました参考図のよう山城町、朝明町及び札場町より分離して新しく「あさけが丘一丁目」、「あさけが丘二丁目」、「あさけが丘三丁目」としようとするものであります。

議案第六十三号及び六十四号は、朝明田地造成に伴い市道としてその用途を変更したものについて、路線の廃止をいたしました御提案申し上げたもので、市道の所在地はお手元に配布いたしました参考図に示すとおりであります。

議案第六十五号は、富士電機製造株式会社の東坂部町地内用地造成に伴い市道としてその用途を変更したものについて、路線の一部を廃止いたしました御提案申し上げたもので、市道の所在地は、お手元に配布いたしました参考図に示すとおりであります。

議案第六十六号及び六十七号は、四日市機械金風工業田地造成に伴い市道としてその用途を変更したものについて、路線の廃止をいたしました御提案申し上げたもので、市道の所在地はお手元に配布いたしました参考図に示すとおりであります。

議案第六十九号及び七十号は、広永町宅地造成事業の施行に伴い市道としてその用途を変更したものについて、路線の廃止をいたしました御提案申し上げたもので、市道の所在地はお手元に配布いたしました参考図に示すとおりであります。

議案第七十一号、本市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の改正案は、昨年法律第百五十一号をもって公布されました恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行により普通恩給及び扶助料の年額の増額改定による増額分にかかる年令制限の撤廃の措置が講じられましたので、これに準じて条例の改正を行なうものであります。

議案第七十二号は、住居表示に関する法律に基づき、昭和四十年において富洲原、富田地区の市街地約三・四八平方キロメートルについて、街区方式による住居表示整備事業を実施いたしました御提案申し上げたものであります。

議案第七十三号は、昭和四十年六月十五月に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案であります。

期末勤労手当については、現在の条例の定めるところによつて基本給月額の一・四カ月分を支給することにしておりますが、期末手当に基本給料の〇・一カ月分に一率四千円を加えた額、ただし、その額が七千七百六十円に満たないものについては七千七百六十円を期末手当の増額分として在職期間に応じ期末手当の率に準じて支給しようとするものであります。

なお、この処理につきましては、一応既決予算の範囲内で行ない、後日、補正予算を提案いたしまして、御審議をわざわざしてと存じますので御了承賜わりたくお願い申し上げます。

よろしく御審議のうえ、御決議くださるようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 議事日程にしたがいまして、本件に関する審議は留保いたします。

日程第二十六 議案第六十八号人権擁護委員推薦について  
○議長（笠田七衛君） 次に、日程第二十六、議案第六十八号人権擁護委員推薦についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

市民。

〔市民（平田佐矩君）登壇〕

○市民（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案第六十八号は、本市人権擁護委員のうち、このほど竹内宣演氏ほか六氏の任期が満了となりましたので、ここに一見きみゑ氏、河野治四郎氏、小林けい子氏、坂倉タマ氏、杉浦敬氏、竹内宣演氏、藤沢寅長氏を委員に御推選申し上げたいと存じ、御提案申し上げるものであります。

なお、各位の御経歴につきましては、か手元に配布申し上げたとおりであります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御同意を賜わりますようお願ひ申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 質疑がありましたら、御発言を願います。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となつております議案第68号について採決を行ないたいと思います。これに異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

議案第68号は、市民の推薦者に同意することに異議ありませんか。

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号人権擁護委員推薦については、原案に同意することに決定いたしました。

### 請願・陳情一覧表

昭和四十年六月定期会付託

受理番号	件	名	付託委員会
前顧才七号	浜田地区下水道施設の整備について		建設
陳情才八号	富田地区本町より宮洲原地区間の連河（鹽尻川）川中縮少について		建設
〃才九号	四日市市韓国学園運営費助成について		教育民生
〃才10号	工事請負名入り札等について		総務衛生
〃才11号	南起町内県道に信号機設置について		総務衛生
〃才12号	労働組合及びその所有にかかる労働会館に対する固定資産税等を非課税とする より地方税法の改正方について		総務衛生
〃才13号	高花平小学校校舎増築並びに予算増額について		教育民生

○議長（笠田七衛君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来る六月十七日午前十時に会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

長時間、まことに御苦労さんでござりました。ありがとうございます。

午後二時三十五分散会

昭和四十年六月十七日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

六月四日市市議會定例會會議錄  
昭和四十年  
第一二号

米田好兼述

昭和四十年六月十七日（木曜日）

○議事日程  
第一号

第一一般質問

議案第五号 昭和四十年四月一日付  
議案第五号 四日市市と畠場設置条例の一部改正について……………

四日市市長の選舉区及び各選舉区に  
於ける選舉委員会の委員の選舉区及び各選舉区に  
於ける選舉委員会の委員の選舉区及び各選舉区に

おして選考すべき教員の定数に附ては多様の考記  
正につじて………

第12回改正議案第6号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

オ 九 議案オ六三号 市道路線廃止について…………質疑、討論、議決

オ一〇 議案オ六四号 市道路線の一部廃止について…………質疑、討論、議決

オ一一 議案オ六五号 市道路線の一部廃止について…………質疑、討論、議決

オ一二 議案オ六六号 市道路線廃止について…………質疑、討論、議決

オ一三 議案オ六七号 市道路線の一部廃止について…………質疑、討論、議決

オ一四 議案オ六九号 市道路線の一部廃止について…………質疑、討論、議決

オ一五 議案オ七〇号 市道路線の一部廃止について…………質疑、討論、議決

オ一六 議案オ七一号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給

オ一七 議案オ七二号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について…………質疑、討論、議決

オ一八 議案オ七三号 昭和四十年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について…………質疑、討論、議決

オ一九 議案オ六四号 産業公害並びに公災害防止に対する意見書提出について…………質疑、討論、議決

オ二〇 委員会報告オ四号 陳情書審査結果報告…………質疑、討論、議決

オ二一 委員会報告オ五号 陳情書審査結果報告…………質疑、討論、議決

オ二二 委員会報告オ六号 諸願書等審査結果報告…………質疑、討論、議決

### ○本日の会議に付した事件

オ 一 一般質問

オ 二 議案オ五六号 昭和四十年度四日市市一般会計補正予算(オ一号)

オ 三 議案オ五七号 四日市市と畜場設置条例の一部改正について

オ 四 議案オ五八号 四日市市食肉市場設置条例の一部改正について

オ 五 議案オ五九号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

オ 六 議案オ六〇号 四日市市小学校及び中学校設置条例の一部改正について

オ 七 議案オ六一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

オ 八 議案オ六二号 町の区域の設定について

オ 九 議案オ六三号 市道路線廃止について

オ一〇 議案オ六四号 市道路線の一部廃止について

オ一一 議案オ六五号 市道路線の一部廃止について

オ一二 議案オ六六号 市道路線の一部廃止について

オ一三 議案オ六七号 市道路線の一部廃止について

オ一四 議案オ六九号 市道路線の一部廃止について

オ一五 議案オ七〇号 市道路線の一部廃止について

オ一六 議案オ七一号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例の一部を改正する条例の一部改正について

オ一七 議案オ七二号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方

オ一八 議案オ七三号 昭和四十年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

オ一九 発議オ六号 産業公害並びに公災害防止に対する意見書提出について

オ二〇 委員会報告オ四号 陳情書審査結果報告

オ二一 委員会報告オ五号 陳情書審査結果報告

オ二二 委員会報告オ六号 諸願書等審査結果報告

○出席議員(三十五名)

酒 北 錦 安 藤 坪 安 岩 喜 前 岩 喜  
井 村 垣 谷 昌 与 安 妙 安 委 一  
市 吉 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

加 前 大 須 伊 伊 荒 日 日 野 中 坂 宮 鈴 前 岩 喜  
藤 川 岛 藤 藤 田 木 比 島 島 積 川 田 久 雄  
定 宗 武 総 泰 繁 武 貞 太 政 長 春 忠 一  
男 雄 太 郎 一 郎 次 次 一 男 吉 君 君  
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（二名）

○議案説明のため出席した者

助市役戻岩野見齊君  
平田佐矩君

橋 詰 興 隆 君

教育委員会 杉浦酉太郎君  
教育長 栗林武男君  
事務長 波部一臣君  
市立四日市病院  
水道局員 山本文男君  
水道局員 山本文男君

○市議会事務局

次 長 滝 伝之助 君  
技術部長 加藤 弘君

消防長 竹内 鉄雄君

事務局長 菊地英也君  
次長 岩谷剛君  
議事係長 小坂靖君  
主事 佐藤正俊君  
主事補 芳野孝君

午前十時七分開議

○議長（笠田七衛君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十一名であります。

○議長（笠田七衛君） それでは、日程オ一、一般質問を行ないます。  
本日の議事については、議事日程オ二号により取り進めたいと思いますからよろしくお願ひいたします。  
なお、本日の議事説明者に副収入役を追加し、市民公室長は公務のため欠席いたしましたから、御了承をお願いいたします。

日程オ一 一般質問  
○議長（笠田七衛君） それでは、日程オ一、一般質問を行ないます。  
お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり、各会派から通告がまいっております。  
発言の順序は、一覧表のとおりであります。

では、服部議員どうぞ。

〔服部昌弘君登壇〕

○服部昌弘君 民主クラブを代表いたしまして、御通告申し上げました四点につきまして質問を申し上げます。  
第一に、公害防止対策事業についてお伺いいたします。

今日、私どもが直面しております最も大きな困難な問題の一つである公害対策について、かねて全国市長会を通じ、あるいは公害・係都市相携えまして政府に対し強力に訴え続けられてきたこの問題が、通産・厚生・建設と関係各省におかれまして具体的に真剣に取り上げられるに至りましたことは、ことこの対策推進に希望を与えるものと考えます。

市といたしましても、市民の諮詢機関としての公害防止対策委員会による今日までの綿密な調査、研究と、さらに議会の特別委員会による努力がこんどさらに政府の施策の中に大きく生かされることを期待するものでござります。

私どもの聞くところによりますと、通産省におきましても産業公害対策の強化などを四十年度重点施策の一つとして積極的に取り上げ、社会開発と経済の均衡ある発展をはかることを目的に、1、公害防止事業団の新設。2

産業公害防止技術の開発、研究の促進。三、新産都市等に関する事前防止対策。四、開銀融資等の助成措置を強化する。五、関係法令の運用の強化をはかる。

この五本の柱を中心に推進することが決定され、予算的には、四十年度に一般会計において約六億、財政投融資として約四十億が予定されておるところを報ぜられております。

とくに、オ一の公害防止事業団の新設につきましては、東京・大阪・四日市と公害の著しいとみられる地域につきまして、その早急な改善をはかるために総合的な緊急対策の実施を目的として、通産・厚生兩省によって四十年度約二十億の財政資金を重点的にこれに投入しようとするものでありまして、共同公害防止施設をはじめとする各種の対策の事業を行なわんとするものであって、私どもはこれに寄せる期待の非常に大きいものがござります。

しかるに、その四日市市に対する具体的事業として私どもが聞いておるところによりますと、目下計画されておるものは、工場廃液の共同処理施設であります。工場廃液あるいは都市下水に基因する公共水域の水質汚濁の防止とすることとは、もちろんやるがせにできな緊急対策事業であって、私どももその実施を待望するものであります。ことに、今回、その立地が検討されると聞いております南部の兩池町地区につきましては、市長もかねてからの念願とせられる都市改造計画と、これを推進するための一つの糸口としても非常に重要な意味を持つものでありますので、ひとととの対策事業の計画に乗せていくことを考えねばなるまじと存じます。

一方、さらに広い範囲にわたる市民の最も頑う大気汚染の防止対策につきましては、工業技術員の参加する各試験場におきまます防止技術の研究、開発が大幅に促進されんことを期待する一方、民間各企業におきましても真剣にこの対策に取り組みまして、そのための施設が遂次実現しつつあることは、皆さんとともにお喜びしてよしと存じます。

政府におきましても、これを促進するために財政面からの助成措置の強化拡充を重点施策として取り上げて、四十

年度におきましては、融資、中小企業近代化資金、あるいは中小企業金融公庫等による助成処置の大幅な拡充強化が打ち出されております。

そうとしますれば、この助成処置を当地にも当然導入して、これを最大限に効果的に活用することによって公害防止のための施設の設置が促進されるよう願つてやまないのであります。東京・大阪をはじめとして、公害関係の各都市におきましては、おそらくはその獲得に努力せられてくることと想像されるのであります。当三重県あるいは四日市市におきましてこの方面につして現在までどのように歩を、どのように行動せられたか、働いていらっしゃるか、その見通し等もあわせてあればお伺いいたしたい。これがオ一点でござります。

お二点は、人事管理の問題について質問をいたします。要点だけを簡単に質問いたします。

最近、数次にわたる人事異動、あるいは配置転換等を通じて感ぜられますことは、単的にいしましてあまりにも異動がはげし過ぎるのではないかとうことでござります。それがたして山積する行政事務を効率的に処理していくに効果を上げてくるかどうか。あるいはわが公務員の適材を適所に配置するという結果を上げておるかどうか、ということがござります。

で、当市のような急激な発展、膨張を続けてきた市の現況に対応して、その行政効率を上げるための機構の整備につきましては、これは絶えず心がけていかねばならぬ重要な問題であります。必要に応じては隨意適切な対策、措置を講じていかなければ当然認められるわけでござります。しかしながら、反面におきまして地方行政事務は、年々細分化され、あるいは専門化されてしまって、それが日常生活に直結する問題でありますだけに、担当者としたしましては、それぞの法規、あるいは規制を理解し、把握し、誤りなくこれを実務に移していくためのふだんの努力が要請されるのでござります。

「行政効果」というものは、そうした努力の積み重ねの上にはじめて成果を上げることができるものと信じます。しかし、それには時日を要します。

今日の行政事務は、あはやかつてのようだれであらうからでも、どこの部門でもこなしていくことができるといふようなものではござりません。で、このことは市においても十分認識されてあるものと考えてあります。それならば、最近しばしば行なわれてきた異動は、どう理解したらよろしいのかどうかとござります。

むしろ今日、市民が考えなければならぬことは、市の職員がそのうるところに安んじて、おのの自分の仕事を専心できる状態におくことであらうかと思ひます。不必要とは申しませんが、ひんぱんたる異動のために腰が落ちつかない、仕事が手につかない、仕事に対する意欲を失わせる、そういう結果になることを私は危惧するものでござります。

地方自治体における人事管理の問題は、一般民間企業における場合とおのずから性質を異にすることはよくわかるといふたしましても、技術サイドの者が簡単に事務サイドに移されたり、あるうはまたその反対が簡単にやられたりします。あるうは、当面重要な問題をかかえて、その解決推進に当たるべきものが、一年に満たずして他に転出したりする。こうした事例を見るにつけても、私どもは市の人事管理についてこの際十分を検討と再考を促したいのであります。

これにつけて、市民のお考えがあれば伺つておきたいと思ひます。

オ三に、霞ヶ浦土地株式会社の現況と、これの将来の考え方にについてお伺いをいたします。

四日市港の管理と埋め立ての問題にかかること数年長きにわたる県・市間の懸案が、過般、その基本線につきまして田辺了解、妥結に達しましたことは御同慶いたえません。

四十一年四月を目途に管理組合の設立と、埋立事業団の発足のための諸準備が銳意進められることと思ひます。ここに埋め立て計画のど元を押える位置にあります霞ヶ浦土地株式会社の意義が、大きくクローズアップされてきたものと私どもはみております。その観点から、霞ヶ浦土地株式会社の現況と将来これをどうやっていくとするのかその考え方をお聞きしたいのであります。

現在、私どもの承知しておる霞ヶ浦土地株式会社の株式数は四十八万株で、このうち十万株は事業計画を変更いたしました八幡製鉄から市に贈与を受けたものであつて、残る三十八万株は開発公社の名義で取得したもの、両者合わせますと四十八万株で、約五億に近い出資がここに投入されてゐるわけでござります。

公社名義のものにつきましては、当然市の債務保証に基づき年々償還が行なわれて行くわけであつて、霞ヶ浦土地株式会社の財産処分と市への肩がわりの方法として、税法上その他諸種の事情を検討した上のうわゆる苦肉の策であつて、やむをえぬところと私どもも承知しておりますが、反面、現在においては霞ヶ浦土地株式会社の運営、経理、あるいは将来の計画構想等についてわれわれが正式な事業報告を求める、その内容を監査、監督することができないというジレンマがござります。

事実上は、同社の代表社員は市の開発公社役員がこれに当たつており、また、市民、議長等を顧問として運営されてくるとしても、正式な監査、監督の権限は市にはござりません。これが現況でござります。

もちろん霞ヶ浦土地株式会社を公営企業と同一視することはできない、ということはわかりますが、約五億の投資がそこになされたり、年々数千万円ずつの償還が市の責任において行なわれていかなければならぬといった事情からしても、私どもがその内容について正式な報告を求める、これの監査、監督の権限を手中にしたいといた願ひも、これまたもともと願ひだと私は考るのであります。

で、これについて市長並びに担当部局はどう考へておられるか。何らかの方法はないものであるか。地方自治法その他に基づきまして、適法な監査権を市が取得するための方法、対策等につきまして御説明をお願いしたいのです。

○四番に、災害対策につきまして質問をいたします。

災害対策と申しましても、単的に要旨を申し上げますと、過日の六号台風によります被害は幸いにして軽微に過ぎたと思うのであります。その被害状況はどの程度であったのか、土木関係、耕地関係その他、現在までお取りまとめになつた調査結果を概略お聞きしておきたいのです。

それにつきましても、かなりの豪雨があつたとはいながら、市内の海岸線ほとんど全域にわたりまして北部・中部・南部を問わず随所に浸水の騒ぎを起し、一部には相当数の床上浸水をみましたことは、考へてみますと、原因は排水施設とその対策につきましてこの際反省と十分検討の要のあるととを教えるものであります。

災害時ににおける排水施設の管理と運転にもちろん万全誠なきを日ごろから十分細心の注意が払われる必要がありますが、同時に現在施設の不備、不完全なものは、この際早急にその補修、整備を行なつて、来るべき台風期に備えていただきたいのです。

これは、いわば応急の対策なのです。地区的に見ましても、そうした応急の対策を必要とする個所は、すでに当局においては調査の結果、十分おわかりのことと思われますので、早急の処置が期待されるのでござります。

一方、基本的には今日までの都市排水計画並びに施設の能力等につきまして、改めて検討し直してみる時期にきてくるのではないかとう点でござります。

都市の排水計画を考える場合、最も大きな要因の一つに地盤沈下の影響とうものがござります。この四日市市も

御承知のとおり地盤沈下対策として、地下水のくみ上げ規制地域の指定を受けましたが、自來、今日に至る継続的な測定、調査の結果は、一般に当初危惧されておりましたような一般的な著しい沈下の現象は認められませんで、非常に吾んでおるわけでござりますが、局部的には地盤構造に原因する永続的な、かつ不均衡な沈下が見られると考えられます。そうした地域には、そのための対策が講ぜられなければならないと存じます。

さらにもう一つの大きな要因といたしまして、今日まで異常な速度で進んでまいりましたいわば無秩序な地区開発をあげができるのではないかと思います。と申しますのは、風水害時におきましては、大きな誘水地としての働きをしてまいりました田畠は、各所において急速に埋め立てられ、宅地化されています。そこには工場が建ち、町ができ、家並が密集してまいります。

市においても、そうした地域のふだんの排水施設の増強、整備につきましては、今日まで格別の苦心と努力が払われてきたことは、私どもも十分承知をし感謝をしておるところでございますが、現況なお十分とは申せないのでないか。

予想されます風水害の災害対策等を識り込んだ根本的な排水計画をこんごうそう進めていっていただきたいとお願いしたいと存じます。六号台風の被害状況とともに、この点につきましてももし御意見があれば承りたいと存する次第でございます。

○感長（笠田七衛君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） オ一点の公害に関する案件について、お答え申し上げます。

一番の公害防止事業団のことについてますが、これは、五月の十七日付をもちまして法案が成立いたしました。

自來、仰せのとおり財政投融資二十億、事務費これは厚生省所管になりますが三千四百万ということが決定されておりまして、実質上、四月の一日以降準備室を厚生省内に置きまして、担当者二名を一応仮配置をして準備を進め、目下業務処理所、その他の大臣認可を要する事項の成文化をはかつております。

この内容のうち、そういう段階でございますが、事業団の実質上の発足は、われわれのところへは十月一日を目途としておると、こうしたことでございましてその時点において準備を整え、人員的、あるいは当四日市においては出張所、あるいは支所等を配置したい人員は十五名程度を予定しておるんだと、こういうことが流れておりますが、その理事者の任命その他のことは調整ぎりぎり一ぱいできめると。

で、すでに資料といたしましては、通産・厚生両省へ出してある四日市関係のものといたしましては、いま御指摘ございました雨池地区の共同汚水処理事業の案件が一つと、それから別途にこれは県・市を通せずに通産省のほうから事業所への紹介によりまして公害事業団設立のあかつきにおいて県下で企業者が融資希望の工場を通産省がその資料をわれわれは連絡によつて入手しておりますが、この概況は一部市外、たとえば谷口石油、宝酒造が入つておりますが、大半、全部で十三事業所、件数といたしましては二十件総事業費といたしましては九億六千七百万、これの融資割合は五十%が事業団の融資、それから五十%が企業者負担ということになりますと、配置融資の希望額といたしましては、四百八千三百五百万、こういう数字を一応出されておりまして、準備室の段階でこういう希望があるということを積み上げてござります。

その対象事業の内容は、煙突のかさ上げだとかオイルキャッチャーの改造、ばい煙施設の整備といったことが内容でございますが、こういう状況で、この決定権は事業防止団が正式に開設されて、事業団の理事会ができてのちに決定するというふうになつておりますので、どの分だけが責任もつてここに、四日市に配属されるかということは、

いま當明はできないと思いますが、初年度財政投融資といたしましては二十億でござりますので、一応の準備室からえた情報によりますと対象は千葉と四日市にするんだと。なかんずく千葉にはレクリエーション・センターをまじえた大規模な計画がございましたけれども、これがおりましたので、その分の金も四日市に回してもらうというような情報も入つておりますが、いずれにいたしても有利には展開しておりますが、初年度二十億のワクでござりますので、たいしたことはできないと思いますが、この雨池地区の都市改造と共同汚水処理場の問題につきましては、二、三日前も東京から帰つてしまひました市長公室長の横の連絡によりますと、場所はいいけれども移転補償については別途、市において考へるべきであるというような示唆もされたようでござります。

そのような状況でござりますので、雨池地区の御関心をいただいております問題は、その処理方法、それから処理の方策といたしましては、県と市と合同で日本工業立地センターに処方書を調査を委託中でござりますので、それに基づきまして事業計画を、データーを積み上げたい、こういうふうな段階でござります。

その委託先の作業は、おおむね八月中旬に完成するというような段取になつております。

以上、公害防止事業団と、それから企業者に対する設備融資の現況でございますが、これらの関連の動きにつきまして、県・市はどういうふうに運動しておるかというようなことでございましたが、これは先ほど仰せになりましたように市長会、あるいは議長会というふうに、いままでは四日市のテスト・プランとして認めようということで、むしろスローガン的な運動を展開してまいつたのでございますが、自今は個々の事業施策、内容をもつて中央に折衝するという、こういう態度でいきたいと考えております。

最近の一つの例といたしましては、この二十四日に全国の都市の連絡協議会が四日市で開催されます。それから、公害都市で関係しております産業公害都市協議会と、これは川崎市長が会長でうちの市長が副会長でございますが、

それが七月の中ごろに会合をやる予定だという通知がまいったります。それで、そういう既成の機関を通じて四日市が先頭になつて、いま申されたような事業団はじめ公害防止上の施策の推進の窓口と、ルートといたしたい、こういうふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齋君）登壇〕

○助役（岩野見齋君） オ二点の御質問につきまして市民にかわりまして御答弁いたします。

人事管理につきまして、先ほど服部議員から御指摘のあつたような点は、これは私たちといたしましても認めなければならないと考えております。

今日までは、戦争による影響がございまして、職員の構造的な欠陥が埋めきれなかつたような実情がございまして、御指摘になつたような点が随所にあらわれておつたことと思うんでございます。担当者といたしましては、責任のある部門における在勤年数は少なくともだいたい三年くらいを同じ個所に配置すべきであると、私は考えておるんでございますが、そうした戦争による人材の中斷はだいたい戦後ずっといろいろな苦心が払われてきたんでございますが、最近、課長職くらいまではだいたいそれが埋められたんでございますけれどもここ一、二年来は部長職の充当について相当な苦心が払われなければならなかつたんでございます。

一部につきましては、外部からの移入とすることも考え、あるいはまた実際一部はそうしたことが行なわれたのをございますけれども、特殊な部門以外はなるべく府内から登用して職員の志氣を高めたいといった希望もございまして、過去の人事異動が構成する職員の人材の薄さから多少無理の伴つたことは認めなければならないと思います。

しかし、だいたいの状態といたしまして、今日では職員の経験あるいは閲歴等もこれを補うのにそう困難はなくなつた状態にやつと達したと、かように考えますから、原則的に御指摘のあつたような点は、こんごはおいおい解消していくけるものと考えております。

また、そうした点につきましては、こんごとも十分責任の所在、事業効果、あるいは熟練度こういったことを考えまして御期待に沿いたいと考えております。

○議長（笠田七衛君） 庄司助役。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 霞ヶ浦土地会社についての御質問にお答え申し上げます。

いよいよ霞ヶ浦地区の埋め立てという問題も県・市の間に話し合いもつき、あの場所がクローズアップされたと。ところで、現況と将来についてどう考えているかということをございますが、この会社の成立につきまして、八幡製鉄が持つていた十万株を市に寄附されたと。残余の三十八万株を開発公社において取得したと。このことについては、昨年の五月三十日の全員協議会におきまして詳しく述べる面からの御説明が行なわれてゐるわけでございます。自來、約一年経過したわけでございますが、新機構に対しまして市側といたしましては、開発公社の職員の中から選定いたしまして代表取締役を就任してもらつていてることも御承知のとおりでございまして、自來競輪場の開設、これを施行者に貸しつけ、夏の間は海水浴場を経営して、これが大半の仕事でございまして今まで行なつております。あるいは定款のものつておりました旅館営業であるとか飲食営業、あるいは代理業等は適当でないということから、これは定款から除かれております。

そして、この三月、三十九年度のものといたしまして利益金から市に対しても三千五百万円寄附をいたしました。四

十年の事業計画におきましても、同様、競輪場の経営と海水浴場を開設するという事業計画が中心でございまして、予算としては、当初予算におきまして三千万円の市に対する寄付金というものを計上しておりますこと、これまた皆さま御承知のとおりでござります。

しかし、いろいろいま承つておりますと、市が実質的に数億の投資をしておる会社に対しても、正式に報告書を求め、あるいは監査、監督がしたい、あるいはできないかというようなお話をござります。これは、地方自治法というようなお話をございましたが、地方自治法百九十九条及び同施行令の百四十条によりますと、市が当該会社の株式の、株式というより投資が四分の一に達している場合は監査することができる、というふうになっているわけでございますが、現在のところ、市が持つております株は四十八万株中の十万株でございます。これが、来年の三月になりますと、六千三百万円あまり借入金の償還の時期がまいります。これを償還いたしますというと、自動的に株が移つてまいりまして、十六万余に株がなるわけでござりますから、これは当然市が正式に監査できる会社になるわけでござります。

形式的には以上のとおりでございますが、なにをいつてもこれはよそものじやございません。うちうちのことでござります。私ども理事者といたしまして、これについて十分注意もし、議会からも出ていただきまして、顧問会といふような形式をもちまして重要事項については、実質的に事業に参画できるようにし、管理もできるようにしているつもりでござりますが、いまお話をございました報告書が欲しいというようなことがございしますならば、直接会社のほうへ報告書を提供せよと、してくれということで、権利あるいは権限というようなことをいうはずはございません。直ちに、即座に持つてまいるはずでございます。

開発公社のほうの監査の関連等から、土地会社の調査も必要とするということならば、これまた直ちに調査していただいてまことにけりとうや、私どもも望むところでござりますので、ひとつこれはうちうちとしてやっていただきたい、こう思うわけでござります。

法律上のどうのこうのということになりますと、公社自体が公社の性格から監督官庁の監督にも服しておるわけでござります。したがつて、監督官庁にはもちろん事業計画から財産関係の、経理関係の報告もしなけりやなりません。さらに住宅金融公庫等の関係もございまして、金銭の弁済なく現在公社が持つておる株を市に理由なく移すというようなことは、少しく無理があるかと思うのでござります。さらに、全協でもちよと御説明申し上げましたように、いま服部議員のお話にもございました課税上の問題もござります。ここ二、三年はこういう形でいくのがいいのではないか、そのうえで皆さまとの会社の将来の行き方については御協議のうえ決定いたしたい、こういうお話をたしか申し上げておるはずでございます。

ただ、目的が監査、監督ということに中心がござりますならば、これは大いにやらなきやならぬことで、明日からでもせひともこりやもつ、やつてむしろいただきたいと、こう思つわけでござります。うちうちの関係として調査書の提出その他については、御遠慮なくお申しつけいただくよう、私のほうからもそのように連絡申しておくれことにいたします。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 産業部長。

〔産業部長（笠田七衛君）登壇〕

○産業部長（笠田七衛君） 災害対策の問題につきまして、産業関係についてお答え申し上げます。

台風六号の被害は、服部議員が仰つしやいましたように、軽微であったという結論的になるわけでござりますが、

まず、耕地関係でございますが、たしかに金額的にはそう大きくはなかつたんでございますが、件数が非常に多かつたということでございまして、百十四件、これは材料支給の分も含めておるんでございますが、百十四件の耕地災害を受けたわけでござります。

今回の集中豪雨は、御承知のように非常に降雨量が多うございましたので、国災の対象になりますので、そのうち、いわゆるその耕地災害見積りたしまして五千二百九万一千円という見積金額になるんでございますが、そのうち三十三件につきましては、金額的に四千九百五十九万一千円、これは国災対象になるものとして農林省の査定を申請をいたしております。

残り八十一件、これは市単災害、応急工事、原材料の支給分を含めまして八十一件でございまして、これは二百五十万円の予算をちようだいたしまして解決をいたす、こういうように考えております。

なお、農産物の被害でございますが、ちょうどあのときは早植え田が幾分終わつてまいりておりますのでそのうち二百四十二町歩につきまして被害を受けました。土砂の流入出がうち二町、そのほかに二町六反でございますが、苗しろの被害がありましたものにつきましては、種子のあせんをいたしましてまき直しをいたしておりますが、見積金額は約四百万円でござります。

御承知のように稻につきましては、こんこの天候が問題でございまして、六号台風で受けた被害よりこんこの問題でこの作柄が左右されますので、見積四百万といいますのは、あの時点に立ちまして災害なかりせばという推定のもとに計上いたしております。

なお、商工関係につきましては、万古工場のかまに浸水を見ましたことと、素焼きものに浸水がきたということがございますが、幸いにいたしまして被害額は大したことはございません。

なお、服部議員が仰しやいましたように、塩浜・富田方面の商店街のいわゆる床下浸水を見ましたが、これまた被害金額につきましては大したことはございません。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 土木関係の、この六号台風の災害報告でございますが、このときの災害の特質といたしまして、降雨量が短時間に非常に強度が強かつたということでございまして、八時から九時までの雨量の強度、雨量と若干違いますが、強度につきましては非常に記録的な四十一ミリを越した記録が出ております。総体の雨量といたしましては百五十ミリ、場所によつては百七十ミリということで、今までにもそういう例はございましたが、時間的な単位の強度につきましては、非常に強い強度が出ております。

こういった特質から、土木施設の被害そのものは大したことはございませんでしたが、滯水をして非常に市民の皆さま方に御迷惑をかけた地区がかなり出たということにつきまして、まことに申し訳ない状態だと感じております。

まず、土木課の関係の土木施設の災害でございますが、国の補助の対象になるであろうということで、補助の申請をしまして査定を受けるように運んでおります件数が二十六件ござります。金額で一千七百八十万余円でござります。

それから、小災害で国の補助金として取り上げられない分、額といたしましてだいたい十万円以下でござります。

これが七十一件ございまして、六百九十万という可能調査結果を出しております。

そのほかに、災害の前後を通じまして応急的な水防資材を約二十万あまりを使って応急手当をした次第でございます。

それから、下水関係の災害でございますが、これはここ二、三年来、非常に出水の状況が少なかつたために関係の地区におきましても比較的楽観をされておつたということで、排水路がつまつておつたことで、この市の下水課におきましてもこういった配慮を十分しておつたんですが、そのために配水状況が小さな水路で配水状況が悪くて、非常に迷惑をかけたということで、災害のその日の状況ではございませんが、過去二、三年の累積的なみぞが埋まつておるとが、あるいは暗渠がつまつとるという個所がたくさんございますが、そういったものを克明に調査いたしまして、このしゆんせつを全部終わるには約九百万から一千万程度を要すれば一応調査個所は完了するんじやないかという数字を出しております。

これにつきまして、このたびの予算追加で御審議願うようにお願いしておる問題といたしましては、土木関係で五百二十万円、下水関係で三百七十万円をお願いする次第でございますが、先ほど報告いたしました分との食い違いにつきましては、こんご国の査定を受けまして補助金の決定によりましてこんご考えさせていただく。あるいは既決予算による維持管理の観点からこれを解決つけさせていただこうということで、市民の皆さんにはこんご再び繰り返さないようにできるだけつとめたい、こう考えておる次第でございます。

それから、地盤沈下その他市街地の無計画な発展による排水の問題でございますが、これにつきましては、水の遊び場が減つたというような問題が大きく関係しておるんじやないかと思いますが、各所のポンプの能力が不足しておる状況があらわれております。このポンプ場につきましては、いろいろ歴史的な問題がございまして、建設当時に農耕地を対象とした農林省関係の施設ということで出発したポンプ場が各所にございまして、このためには若干の灌水は認めるが、短時間に排水すればよろしいという感覚もございまして、市街地化したあかつきにはこれが能力が不足だというかうこうであらわれてまいります。

そういう面で、本年度の計画といたしましては、富田のポンプ場を台風期までに一基増設をしたい、これは既決予算の処置でございます。

それから、いま本省のほうと話し合い中でございますが、できれば大井の川のポンプ場を本年度から着手させていただきたい。これは、昨日まで下水課長が上京していろいろ打ち合わせしておるんでござりますが雨池川の改修工事が本年度完了する予定になつておりますので、この五カ年の計画につきまして総体的にいろいろ用地買収その他の関係から、計画のワクが若干下回つて完成するという見通しがついておりますのでそういうことと大井の川の排水とをかみ合わせまして、なんとか国のほうで特殊な配慮を願いたいというような説明をしておりまして、若干の希望をかけておる次第でございます。これがきまりましたら、いずれまた御審議を願う機会もあると思います。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十九分休憩

午前十一時十二分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

服部議員。

〔服部昌弘君登壇〕

○服部昌弘君 ただいま市長を代理して関係助役、あるいは部長から御答弁にあずかりました点につきまして一言要望を申し上げておきます。

私が質問申し上げました人事管理の問題、あるいは公害対策助成措置の問題、霞ヶ浦土地株式会社の監査の問題、あるいは災害対策として取り上げました土木関係の都市下水、排水の問題につきまして、それぞれの御答弁を通じまして感じましたことは、いわば非常に穏健でござりますが、いわば非常に抽象的であつてとりとめがない。とりとめがないと申してははなはだ失礼でございますが、たとえば人事管理の問題につきましても、質問を申し上げる際にもできるだけ抽象的に、抽象的にと申し上げてはいけませんが、御答弁につきましては、あるいはやや具体的にこんごはこうしたいという御答弁があることと考えておりましたが、問題の性質上非常に御答弁がしにくいということはよくわかります。

ことに四日市市が、当面、さし当たり港の管理とかあるいは埋め立て事業団の発足とか、その他当面その準備のための一部機構の改正とか、その他が予想されますので、その際に御答弁が非常にまあむずかしいんだろうということはわかりますが、こんこは責任をもつて各職員が仕事に専念できるように、そして行政効果が上がるよう責任をもつて人事配置、あるいは異動に当たつていただきたい。要望を申し上げておきます。

公害対策につきましては、部長の答弁にもございましたように、すでに助成措置の申請が下るるにいたしますと九億を越えているということをいいます。

で、このことにつきましては、単に私どもは公害防止事業団の直接事業のほかにこういうような助成措置を最大限に利用いたしまして、大気汚染の防止を効果あらしめたいという念願一筋でござりますので、こうした申請につきましてぜひとも最大限にこれを獲得できますように、一そうの御努力を要望いたしておきます。

それから、霞ヶ浦土地株式会社の監査の件でございますが、これは庄司助役からのただいまの御答弁によりますと、来年三月には一応自動的にもそういう形はとられるけれども、それまででもうちうちのことであるから、監査なり内

容を知りたい場合には、どうぞ遠慮なく御請求になつてください、という御答弁でありますたが、私どもが質問申し上げましたのは、決してそういうことを申し上げているのではございません。本来、私どもは市といたしまして基本的には監査の請求権を持つていてるという形が整えられなければならないんだ、というふうに本来的には考えておるのをいざいます。

で、そうじやなくって、経過的にやむをえぬ諸般の事情から今日のような状態になつておることはよくわかりますし、われわれといたしましては、来年三月まで待てないとか、そういうことを申し上げておるのではございませんが、本来的にそういう性質のものであるならば、そのような御答弁をいただきまして、三月にはかならずそういう形にし、正式の監査ができるような形にもつていきたいということだけ御答弁をいただければけつこうだつたわけでござります。

土木部長から、過般の風水害の際ににおける浸水さわぎその他につきまして、現在の排水施設の能力ではすでにまかないきれないような状況になつてきておると。せひとも早急に調査、対策を講じまして、北部あるいは南部におきましてその増強と将来の万全を期したいという御答弁をいただきましたが、私ども、要するにたび重なる災害はもうかんべんしていただきたいという念願でございます。これを、担当部局のほうでも鋭意、早急にこれを進めていただくように御努力願いたい。

以上、御要望を申し上げます。御答弁はいりません。（「関連質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長（笠田七衛君） 諸君議員、

〔訓読也男君登壇〕

○訓読也男君 社会クラブを代表いたしまして、公災害の対策について、これ一本にしほりまして御質問をいたしました

いと思ひます。

まず第一に、緊急に対策をしなければならない問題として、すでに被扶養者も出ております公害患者の問題については、その医療費が公費で負担をせられるということになり、その実施の運びにいたっておりますこと、きわめて高く評価をいたしたいと思います。その適切な処置、その勇断について、おそらくは日本でも初めてのことでありましたようし、また、歴史に残るような事実であるうと思います。

ますので、このような市民の要望にこたえた処置に対しても、特筆大書すべきであることを思ひます。しかしながら、「こん」これを踏み台にして発展していく方向といいますか、課題としては、いわゆる公害ではなくて、四日市の場合は産業公害であり、加害者ががつきりしておるわけでござりますから、加害者払いの原則に立て企業の側の責任をはつきりしていただく方向で進めるべきであるうと思ひます。

人命に觸ることで、直接責任を負う地方自治体が取りあえず公費で負担をすることの適切な処置は、先ほど申し上げたとおりでございますが、納税者側からいたしますならば、加害者が明確であるにもかかわらず、公費で負担をせられ、税金でまかなわれるということにたいへん矛盾を感じておるからでございます。

磯津の漁民がきれいな空気がすいたいというので、楠の海岸へ行つて、しばしば出向いたそうでございますが、なにも手に持たないで行つたので、楠の人たちは自殺をするのではなかろうかと心配をしたという話があるわけでござります。

と公の利益との矛盾をどう解決していくかという、そういう問題のとらえ方で対処していくべきであります。すでになくなられたケネディ大統領でさえも、議会に、大気の汚染については、大気へ清浄な空気を送ることもできぬし、また、長く貯蔵するわけにもいかないので、大気を汚さないようになりますが、きわめて大事であるといつておりましたが、方向としては、そういう方向に向きつたるわけでございますので、日本の現状としては、政府の高度成長政策による責任もあります。それもかみ合わせて、どういうふうなやり方でこの企業の責任を日本の現状に即して技術的にやるべきかを考えなければならぬと思いますが、せつからく先端を切つて、いいかえますなれば日本の民主主義の権利の結果が医療費の公費負担という形であらわれたのでござりますから、これを足がかりにして、このような課題に回つて進んでいきたいと思うわけでございます。

については、担当のほうから御答弁をいただきたいと思います。

さる五月の七、八、九、十の四日市におきます大気汚染の現状はすでに御承知のとおりでござりますが、これに対してなんら処置をせられなかつたということについて、たいへん遺憾に思うのであります。たとえば学校には公費で子供たちに公害のマスクが支給されております。この性能がきわめて高いものでございまして、まことに適切な処置である。そうでございますが、こういう大気汚染の事情がつかめているにもかかわらず、それが適切に学校側に資料としていかず、したがつて、学校側がにおいがしてくるからといふので、独自にマスクをかけさせておるというような、こういうふうな現状でござります。

で、これらについては、いろいろばい煙規制法ができたのちの県ないしは市側の態勢の整えることが不備であるからではなかろうかと思います。

少なくともあのときにはばい煙規制法によります〇・一PPMのおよそ三倍近いほどの大気が汚染をされた事実があります。すでにロスアンゼルスにおきましては、警報の処置は三段階に分れておるそうでござりますが、過去十一年の間にすでに四十八回の経報が発せられたという報告がありますが、それは〇・五PPMくらいのときであつたそれであります。四日市はそれをはるかに越えて、しかも四時間も五時間も継続しておつたという、こういう事実があります。四日市はそれをおこなつたときでもあります。市から渡した公害マスクも適切にかけさせられない、まして住民側に対し、ないしは企業側に対する燃料転換の処置もできなかつたということは、きわめて残念でござります。

昨年の六月の議会に、酒井議員からの質問に對して市長は条例の点に触れておられます。「かねがね各都市におきましても、それぞれ条例をもつておるところがございますが、これは政令都市とか特別都市とかいうようなものでござりますと、非常にやりようございますが、われわれのように監督を受けておる都市では直接の行動ができません。従いまして、オニ義的になる場合が多いと存じまするが、この問題につきましても、近く御相談を申し上げて、なんらかの条例の運びに進めていきたいということで、御審議をわづらわしたいという心組みにはなつておる次第でございます」と、こう答弁をしておられます。

このような条例ないしは対策要綱のような準備がどのようになされておるのか、あるいは近くなされようとしているのか、そのことについてお伺いをいたしたいと思います。

次に、災害の問題でござりますが、これも委員会で問題になつたんでござりますけれども、続発しております事故、災害、これに對して市民はきわめて不安にかられております。こういう中には、施設、設備の完備の問題もございますが、一つは操作の不十分といった点もあるように聞いております。

従業員の構成が、専門の職員とそれから下請ないしは臨時的な職員とであつて、山野炭鉱の例のようにこの下請の

身分の不安定な人たちが犠牲を受ける、いいかえるならば操作の不十分のために災害が起るといふことも十分予想せられるわけであり、四日市は災害がいっぱい、漁民がいっぱいころがつてて泣いておるわけでござります。

正規の従業員と下請との関係について、われわれが企業の側に對して干渉をするということは越権ではありますようけれども、なんらか責任ある態勢、教育訓練のできる態勢をとつてもらうように強く要望をしなければならぬと思ひます。

現在、四日市の二十社の工場の中には正規の従業員のほかに、下請の従業員の方がどれくらいおられて、どのようにお責任のある訓練をしておられるか、この前委員会で質問をしておいたので、おわかりでしたらお答えをいただきたい。たいへん古い資料でございましたし、そのうち事故を起こして負傷した者が二百四十六人という話でござります。参考のために、正規の従業員は百五十三名が負傷したということでござります。負傷は、極端にいうならばけがは本人だけで済むわけでござりますけれども、わが四日市におきまする事故は、いつどんな大災害に發展するかもはかりしれない現状でござりますので、この点について強く要望をいたしたいと思うのでござりますが、まず、下請関係の人数についてお調べいただきたいと願ひます。

次に、オ三点。これは市長からお答えをいただきたいと思いますが、すでに四日市におきます生産態勢、工場の拡張あるいは新設の問題について、市長がどう考へておられるかという点でござります。

昨年は、生産量が約二倍になるといわれました。五百億くらいの投資があつて、川崎を抜いて石油の精製は全国一になるであろうといわれおりましたが、それでどれくらいに拡張されたかお聞きしたいし、合せて被害、つまり患

者の増加の現状はどの線をたどっているかということをさいます。

医療審査会に対する申込者は予想外に多いと聞いておりますし、私どもが直接聞きます患者の実態も、感覚的にはたいへん同じようなケースのものがふえてきているというふうに感じております。

一方、こういった大工場、とくにコンビナートの誘致について経済的にとくに四日市のような都市の形態のところで、経済的な損失はどれくらいあるであろうかということもこの際考えておくべきではなかろうかと思います。すでに調査をされました米国におきます大気汚染のための損失について、米国一人当たり年百五十ドルの出費が増加しておりますという話でござりますし、これは農作物の被害でござりますけれども、カリフォルニアにおきましては八百万ドルの損害がある米国全体での農作物の被害は二千七百万ドル以上になつておるということをございます。米国でござりますから、農作物の被害という形で出されておりますが、四日市の場合は、それ以上に人命に対する被害が出てきておることとは御承知のとおりです。

このようにして考えてみると、脱留装置が完全でない今日、いま四日市が設備をふやし、ないしは公害が伴うと思われる工場が新設されるということに対し、住民の側が依然として目の前で設備が拡張されていることに対して不安を感じ、市当局としてこれに対する明確な宣言がない限り、政治に対する不信感をいつそうつのらすであろうと思います。市長は、このようないまの四日市の現状に対し設備の増設、あるいは新設に対するどのようにお考えであるかを一言お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（笠田七衛君）衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）公災害対策の問題のうち条例それから下請業者の訓練の問題ということについて、限定してお答え申し上げます。

オ一番の現時点で問題になつておる公害、なかんずく大気汚染の問題について条例を検討するということは、本議場でもたびたびわれたことでござりますが私どもと県の事務当局の間では、県一本のものでいきたいということ、いくと、煙等がござりますので、いきたいということをまあ確認しあつておるわけでござりますが、その内容につきましては、大気汚染関係につきましては、排せつの規制はばい煙等の排せつに関する法律にきめられておりますので、それ以外のことにつきましては、あとの問題は環境の基準ということになると思いますが、この環境の基準は非常にまたいまとところむずかしいということで、われわれいたしましては、その測定の方法、それから押え方がむずかしいので、これにつきましては、私どもいたしましては本年度の国の施策の一環といたしまして、自動車の排気ガスを含めた環境測定の整備ということが厚生本省において取り上げられており、厚生の各衛生関係の機関で委託研究をなされていますので、その成果にたよりたい、こういうのが現状でござります。

それから、御指摘のございました火例を示されました五月七日から十日に至る間の当地区を襲いましたスマッグの被害と、それに対する対策及びその実態ということについてお触れになつたわけでござりますが、そのことに直接基づくばい煙等はい出の二十二条のいわゆる緊急時の措置という条項でござりますが、この条項は、一定の、先ほど訓議員がいわれましたように、二時間以上〇・三PPMから四時間以上〇・二PPM以上あつたときには、都道府県知事は事業所に勧告する、一般に周知せよということが法で二十二条に規定されておるがいま申された条文でございますが、この法律を施行するためには、具体的にどの測定点とどういう方法で知らすかといった緊急処置の細部にわたるものは都道府県知事にまかされるとわけでございますが、先ほど訓議員がいわれましたように、この

五月の事件につきましては、緊急の要綱あるいは実施案というものが県のほうでまとめておりません。

いろんな思想といたしましては、知事の権限であり責任であるから早くやつてくれということをすいぶんいろんな会合で申しておるわけでございますが、愛知県の実態も六月一日から愛知県も出されたということで、そのデータも示しいろいろやつておるのでございますが、最近の機会におましまして四大協、四日市と県と、副知事が会長でうちの助役が副会長でございますが、そういう公の県・市協議機関でもう私と北勢担当参考事がこの問題を取り上げて、緊急に処置をしてくれという要請を緊急議題として取り扱つたわけでございますが、そのときの返事といたしましては、いま知事が外遊中で、帰られたら県の原案を示して、県・市で合同でいきたいと、そういう案にしたいということでお打ち切られておるわけでございますが、この要綱だけは私どもといたしましては早急に、知事もお帰りになつたことでござりますので、きめておきたい。これをきめましても、愛知県の例のように一応警報を出して、これは、愛知県は二段階に分けておりますが、ある一定の濃度になつた場合には一段の処置を企業側に要請する、オ二段のとき、これは〇・五PPMになつておりますが、そのときはオ二段の規制をやると。結局それは燃料転換あるいは空気比を加えるといった操作上の転換が主でございますが、四日市の場合はそれよりさらにこまかい公害患者をかかえておりますので、私どもとしては現在公害患者の認定患者はきょう現在六十二名でございますが、で、これが医学的所見にもはつきり求められますので、そういう患者の保護、ます保護といった手配が必要だというふうに私どもは考えておりますので、この要綱方策というものを見く立てたいそれまでには、できるまでは場合によれば市の行政で備えて、現地の保健所、県の機関等を通じて臨機の措置をやりたいと、こういうふうに考えております。

それから、下請業者の問題、いまいわれましたように都市公害対策委員会で調べよと、どうなつておるかという御質問がございましたんですが、私のほうでは、衛生部といたしましては、下請業者のほうのものを調べております。

ので早速調べますということで、調べる方策を練つておりますが、現在ここで何名あつてどうかというようなことは、まだまとまっておりません。

これが、この訓練の方法ということもございましたので、一応関係業者に集まつていただいて資料を事前に求めて打合会的にいたしたいというように、現在考えておるわけでございます。

ただいま示されたいろんな従業員の数あたしは、労働基準監督局のほうですぐわかるわけでござりますが、ここに平常運転の場合には各事業所とも全部正規職員である、保安常設消防もそうですし、警備保安の職員も正規職員であるが、とくに定期修理あるいは増設といった建設関係の者については、不特定な要素が非常にあるということと、それから消掃あるいは雑役の方が入り込んで、これはだいたい常備的に入つります。そういう者が不注意にやるといったことはありうるというような、この間委員会でも話がございましたが、一応われわれのほうの感覚では工場内のこととは工場の責任ということで、工場外の影響を重点に公害防止対策としてはやつとつたので、現在手持ちの資料はございません。

そういうことも、災害という面につきましては、労働基準局あるいは消防のほうともよく連絡とりまして、実態を明らかにして何らかの機会にこれを明らかにしたい、こういうふうに考えております。

○三の問題につきましては、市長よりお願いしたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 本市にとりまして非常に重要な問題でござりますので、慎重にお答えをさしていただきたいと考えております。

かねがね新しい工場につきまして、災害が発生いたしましてから四日市の問題は、ほとんど全国の目標とするところと相なりまして、まことに残念なことでござりますけれども、都市の公害といえどもまあ四日市がその代名詞のようなかつこになつてしましました。まことに遺憾にたえぬ次第でござりますが、これにつきましては、いろいろの今日までの事情がございまして、とくに戦後非常な速度をもつてこの事業が発達してまいりましたことも大きな一つの素因でござります。

また、日本の産業が大きく転換をはかつたといふことも、一つの大きな素因でござります。  
さらには、非常な戦後の苦しい中から立ち上りまして、産業の面に復活をみようとするためにいささか急ぎ過ぎて、いろいろの面で欠陥があらわれてきたといふことも事実でござりますが、世界の産業界の中に日本がおどり込みまして、活躍するうえにおきましてやむをえざる今日までの移推でないかと思うのであります。

また、政府をはじめとして、指導階級におかれましても、いささかこの事業の進展振りといふものが予想外に早かつたといふことも一つの大きな素因をなし、また、それに対するわれわれが国としての経験を持たなかつたといふことも大きな欠陥であつたと思うのであります。

ともあれ、日本の新しい産業といいたしまして、非常な勢いで進展をしてまいりましたこの事業の実施のうえにおきまして、あらわれてきた現象としてその四日市が著しい例をなしたのでござりますが、本問題につきまして思い返えしてみますと、すでに議会の皆さまにおはかりを申し上げて、あるいはこの公害問題についてもかならずしも軽々に考へべきでないと。とくに化学工場と住宅問題については、慎重を期すべきであるというので、御承知のとおり四日市としては身分不相応の泊山の公有地を払い下げて、そしてここに新しい住宅建設をして、そうして工場地帯と住宅地帯とを区分していきたい、というような遠大な考え方をもちましてひそかにその下積みをしてまいりました。

て、ようやくそれが表面にあらわれてまいりましたがその間、時間の経過がございました、事業はそれよりもつと早く進んでしまいました。

そして、今日のような実態をあらわすことになつたことは、まことに恐縮にたえぬ次第でござります。

つきましては、今日のこの時点に立ちまして、皆さまとともにわれわれが政府当局に対しまして、非常な何といふますか、熱意を示しまして石油化学に関する限りは、よほどの英断をほどこしてほしいということから、現在、各関係の省に向いましてほとんどからいわすれば狂氣のさとも思われるような速度と熱意をもつて、迫つておるのでござります。

ようやく、このことにつきましては、皆さんの世論の喚起、また、世間から見まして、将来どこかにこういう産業が興つたときにはそれに等しいことが起ることであろうと云ふようなことから、ある場所におきましては御承知のとおり工場の拡大を拒絶するというような事態まで発生してまいりましたので、いよいよ政府当局におかれましても、容易ならざる事態であるということに看取せられまして、自來、この問題につきましての熱意の示し方が変わつてしまひましたことは事実であります。

しかしながら、全国の数多い八百幾つある都市から見まするちゅうと、このことにつきまして直接影響を受けておる都市といふものは、じくじようりようたるものであります。しかし、このりようりようたる都市ではありまするけれども、新しい産業を生んでいこうとするのには、やはりそれに対する政府としての対策を講じなきやならぬといふことから、各省それぞれの持ち味を出されまして、まあはなはだ失礼ないい分かもしませんが、片りんをおのおの各省はお示しになつて、そうして協力をしてこの問題を解決をしていかなきやならぬということになつておるのでござりますが、しかし、この問題につきまして、正気となつて取つ組んであくまでもこれを完全に阻止しようといふ

ところまで、私はまだなはだ残念だけれどもいつおらぬと思うんあります。そういう力を各省に結成していただく段取のところでないかというような気持ちがいたします。

しかし、都市によりまして、新しい産業を誘致することを拒否しました場所がてきた事実にかんがみまして、国といたしましては、ゆゆしき大事であると考えられ、まず四日市の問題を解決しないといふと、一つのめどを与えてやらないといふと、将来こういう産業の発達のうえには大きな暗影を投げるということだけははつきりわかつてまいったと思うんあります。

したがいまして、少なくともこの石油化学工業に関する公害問題の先駆をつけて、そうして明るい場面にこれをもつていくことについては、少なくとも四日市は十市といかない、三、五の都市の中に入れるべきであると、いうお考えは、私は非常に明確であるうと思います。

したがいまして、最近の情勢といたしましては、各省にそれぞれの対策が與つてまいりまして、御承知のとおり厚生省と通産省との連合もこんどの災害事業対策という事業団といふようなものが生まれてまいりました。のみならず、やはりこの問題についてある点まで根本的に進めようと思うと、地区的にこの問題をひとつ解決しなけりやならぬといふことが大きなウエイトをもつてまいりましたので、この点については、やはり建設省といふものが非常に大きく動いてくれないというと前へ前進しないと思うのです。

したがいまして、本市といたしましては、建設省に非常に大きなウエイトをおきまして、それに、建設省に関連いたしました外郭あるいは内部の方々の御結集を願つて、とくに四日市のために対策を講じていただく研究会を設置いたしました。そうして、各部会をつくりまして、非常な速度と努力を払つていただきましてただいまその結論を見つけようとして非常な努力を統けておる次第でございます。昨日、一昨日も東京へまいりましてその事務の推進方につけ

きましてさらに協議をわづらわしてまいりましたが、こういう下積みな一つの機関というものが、大きな力をもつて、そうして一つの行き方についての、方向についての示唆を与え、これに伴いまして建設省などが非常な努力を払つてもらつて、そしてわれわれの要望にこたえていただき、いわゆる公害を発生すべき都市に対する一つの大きな示唆を与え、かつ、それを実践に移すと、実行に移すという段取にもつていただきするために、全部を直ちにもつていくわけにいきませんので、そのうちの一部一部をできる限り予算の面に結びつけていましてくい込んでいくというやうり方を取り進めていきたいということから、まあ極端なこといいますと異常な熱意を傾けてやつておりますし、国における当局といたしましても四日市が熱意を傾けるのは当然であるという広い見地からも非常に理解的であり、また、これを解決することによって日本のこの方面における産業の暗影を、明るい面暗い面をうまく開ざくしていくことができるという見通しのもとに、非常な何といいますか御理解と熱情を持つておつていただくことは、これは事実であります。

いわんや、われわれの日常なめておりますこの苦痛につきましても、あるときはそれほどでもないがやといふニュースも入つていておりますし、あるときにはこれは容易ならざることであるといふニュースも入つていておりますが、要するにものいとをかざる必要もございませんし、無理に強くいう必要もございませんし、また、無理に強くいう必要もございません。事実そのものを指摘して、そしてそれに対処していただくことが、私はもつとも愚直なようでありますけれども、賢明な策であるうと思うであります。

そこで、いま論議せられております方向を申しますと、やはりこの南部の工場地帯一帯は、これはやはり純然たる工業地帯にしたほうがよくはないかという考え方、それから、北部のオニコンビナートについても、事前に処置をとるということをやつておいてからでなければ産業を伸ばすべきではないという考え方、それから、現在の繁華街も

できうる限り公害的な影響の少ない地区を選んで、その方面に発達をせしめるべきではないか。また、住宅地については、さしつめ丘陵地帯を利用するが、将来の大計画としてはやはり鈴鹿山麓くらいのところに四日市としては将来の住宅をもつていくべきが本筋でないかと。その間に名阪国道を考慮をして新市街を建設せしめるということにするのが最も理想的な行き方ではないであろうかというようなところへだんだんこう話が落ち込みかけておることは事実であります。まだ、結論ではございません。それが非常な四日市の将来に対する大方針としての一つの大きな目安ではないであろうかと。

しかば、そういうことにやろうとするのには、どういういまの制度のうえにおいては考え方を持たなきやならぬか、また、それのやり方についてはどういう弊害が起こるかと。また、港湾施設においては、どうこれをこうこうすべきであるかと。あるいはゼロ地帯における排水事業その他のこの公害に対する仕事に対してもうしてこれをやるべきであるうか。また、当局の頭の中には、われわれが考えておるよりも強く発生源の人人のいま少しく御理解ある、あるいは積極的な御方針が望ましいと、率直に申し上げてそういう議論があるのでござります。

これにつきましては、「角を矯めて牛を殺す」ようなことをしてしまっては元も子もなくなってしまうことでござりまするので、よほど慎重なる態度を加えまして、そうして事業主体でたえられるよう、また、国なり県なり市なりにおいても、援助できるほどることは援助もし、同時に事業主体の大きいなる事業的良心において思い切ったひとつ発生源の押さえ方にについての御処置をお願いしたいと、いうふうに考えておるが、国全体の、省全体の、どの省に行きましたもそういうお考えが横溢しとのであります。

これを地元といたしまして、いかに調整するか、県市がいかに相談をしてうまく対処していく、産業の興隆をはかりながら、その災害をなくしてしまうことに、いわゆる官民合同の力をもつてやるかということが、四日市に

課せられた大きな仕事であると同時に、また、私は国にも課せられた大事業であるうど思ふのであります。

なぜならば、もし四日市がこれに失敗をいたしまして、どうにもこうにもならぬ災害になってしまえば、おそらく私は全國的に非常な影響を与えて、石油化学工業に対する一つの大とんざを来たすのではないかと思うのであります。

時代は、どんどん変わつております。産業は、かならずしもむかしの産業を墨守しようとはしておりません。新しい産業、新しい産業に乗り移らうとしております。しかもそれは、世界的の動きであります。もうつばせり合いはどうの緊迫度をもつてやつておるのでござりまするから、日本のように資源のない国におきましては、どうしましてもこういうような産業についての発展につきましては、こりや国策としてやつていただきなきやなりませんから、同時にこの犠牲を産業だけが持つ、自治体だけが持つというようなことではなくて、国も産業を援助し、また、国も大きな観点から公衆衛生の、都市衛生の大きな立場等から考えられまして、非常な私は御支援をいただきたい。もとより、地元におきましても、これは分担の協力をせなけりやなりませんし、県もそのとおりであります。ただ指をくわえて見ておいでになつていただくだけでは困りまするので、県・市というものは全く一体のものでござりますので、これはともどもこの事業の大問題の解決につきまして手を携えて私はやつていただきたいと切望しておる次第でございます。

ただし、これらの問題の大問題を大綱的に解決していく間におきまして、いろいろの問題が派生しております。学校の一部を工場を買ひ上げてもらつて、その財源をもつて新しい学校を作らうとしたり、あるいは雨池区画の優先的な移動を開始せしめて、これの地所をどうするか、工場との関係をどう関連をもつか。その他、現在、未解決になつておる工場の地所をどこでこれを復活せしめるか、せしめないか。あるいは現在、石原産業の裏手の地所の

ごときが問題になつてやつておりますが、こういうものに対じて、するとすればいつたいどういうことをやらなきやならぬかというようなふうのこと。目の前のことがたくさんあるのでござりますが、いざれにいたしましても、やはり國の大きな施策を引きずり出してくるということは、最も必要なことではござりますけれども、同時に地元といてしましても、こういうふうにもつていて災害を最小限度にい止めるということ、それから災害をいままでのようなふうの状態でなくつて、新しい設備を持つてこれを、いわゆる発生源を押えていくと。発生したものは、これが災害の広がらないように収縮して、そして処理してしまっていようなど、各方面のところに力を尽していただけ、そうしてやはり新時代の産業都市としてのりつぱな役割を大きな一連の都市計画のうえに乗つけまして、やつていくのが本筋でないかとこう思いまして、私はこそなることはやらないで、堂々と表玄関から國へもお話ををしております。なぜならば、われわれはこういうふうにしていまやらさしていただいているが、もちろん、これは國の税金のことであるからわれわれが口ばしを入れるべきでないけれども、現にわれわれのところでこういうふうにして國費のまかない方をしておるじやないか、しかば、そういう都市に対しては、よほどの私は恩恵をもつて、理解をもつてそうして思い切った補助とか、あるいは支援の仕方と、援助の仕方というようなものを打ち立ててくれないというと、ただいままでの法律だけに、規則だけにしばられて、そうして四日市があがいておるのを見ておつてもらつちや困るところ。

そりや四日市があがいておるのを見て、それを放り出しておかれらるちゅうと、こりやほかの都市にもどんどんどんどん移っていくのみならず、ことごとくこういうことについては、私は否定的な態度を取る、これははつきりわかつておる。ですから、せひこれを國の力で克服していくというところに努力をしてもらうのには、私は四日市は好個の例であるから、まつ先かけて、お初總は全部私は四日市へくれと、それくらいの皆さんのが御勇氣をお持ちくださいな

けりや、この問題は、放り出して一日たてば一日たつだけ大社余問題として政府のうえにおつかぶさつてくることは当然だぞと、こう私はいつておるんです。これは、一地方の市長の問題だけではございませんということを、まあお頼いしておるのでございますが、おおむねその線につきましては、私は御理解をえていると思いますが、ただ少し私はどもの考えておりますことと違うことは、この発生源を押えるということについての処理の仕方であります。

このウエイトを会社に持たせるか、公共的な立場を多くウエイトを持たせるか、これが非常ないま私が各省と談判しとるという一の論点になるところでござりますが、私といたしましては、これはただ単に四日市だけの問題でないと。だから、大きな観点から國として処理しなさいと。なぜならば、あんたがたがもう少し賢明であり、日本がもう少し幸福であつたならば、われわれが買つてくる原料のようなものは、もつと優秀品を買つてきとつたであろうと。政府の指導も國力も足らなかつたんだから、非常な乏しいまあ劣等な材料を持つてきて、そうして国際場裏に打ち出そうとするのだから、これについては政府としては、私は十二分の力を貸すのは当然である。そうして、なつかつ事務体においてもそれぞれ御心配をわざらわし、自治体としても自分たちが恩恵を受けるその考え方からいえばできる限りこれを支援して、そうして金くりつばな正常なる工業都市としての形づくりをやりたいと思うんだと。

だから、国が人とのように思わないで、もつと親身になつてやるべきことはやつてくれと、こういうふうな私の議論であります。

初めは非常に受け付けにくいお話をございましたが、そうこうしているうちにあちらで災害が起り、こちらで大火災が起つて、また、悪水処理のことにつきましては、隅田川等のような実例が出てきて、ある程度まで政府が思い切った施策を施せばいまどおがくさつて、そこに人が住んでおれなかつたやつが、まあまあ住めないことはないようになつてきたと。もひとつあいつを政府が力を入れたならば、りつぱにむかしの隅田川に取り返えせるという

ことの実例をみたのであります。

だから、これは政府といたましても、勇気を振る起として、國に対して現に貢献しつつある、いまわれわれは御承知のとおり一日おきに一億円ずつ國税を出しておる。もう四十三年度になると、毎日一億円の負担をしておる。二十万やそちらの人口の中でそれほどの負担をして、國費の負担をして、そうしてりっぱに産業都市としてやつとるところがどこにあるか。そういう事実にかんがみてみても、私はひとつ四日市に対してはみごとな態勢を、ひとつ更正をさせるようなりっぱな政治をとつていただきたい、ということを熱情を傾けてやつておる最中でござります。

どうか議員諸公におかれましても、諸般の事情を御考察くださいまして、われわれはさらと県と手を相携えまして、この港湾の解決の時期を絶好のチャンスといたしまして、県・市一体となって、國に要望してこの建設的な意味におきまする四日市市のやり方というものを取り進めていきたいと思うのであります。

途中におきましては、かなり事業家の方々にも私は御迷惑かもしませんが、お願ひすべきことはお願ひいたしました。

市民といたましても、私はたえられるところはわれわれ同胞、同じ市民なんですから、これに障害を起させましてはならぬと思いますから、どうしても助け合つていき、その間に政府に法的処置を取らしめて、そうしてりっぱなこの難関を突破の仕方を取り進めていきたいと、こう思つております。

申し上げることは、やや抽象論のようなことを申し上げておりますけれども、なかなか政府と一緒に寄り沿うていきますのには、一朝一夕ではまいりません。御承知のとおり手を替え品を変え、ことが起るたんびにそこへまいりまして、そつらこんな事件が起つてきました。これが四日市で起つたらどうなるのですと。寝ても起きておられ

んじやありませんか、市長としてはじつとしてこんなところにはおれんと。早く助けてくれるものは助けてくれなきやどうにもならぬと、私はやつておるような次第でございますが、どうかひとつ、こういう抽象論では皆さまが御満足にならぬと思いますが、しかし、そういうところからさやを寄せてまいりまして、たとえば泊山の田地の一部をわれわれのために提供せしめる、きわめて低廉なる価格で提供せしめて、そうしてそこに新しい住宅地をこしらえて、そうしてそこに現在の工場専用地としようとする者は移動を開始せしめる。

学校も、理想的なところへ移動すると。工場は工場として動かせるというようなふうに、りっぱなひとつ大建設事業に取り組んで私はいただきたいと思うような次第でござります。

なお、こさいのことにつきましては、また御質問がございましたときに申し上げさしていただきますが、おそらくは本問題につきましては、県におかれても全般的に御支持をえられることと存じますので、どうかこのうえとも議員諸公のひとたならぬひとつ御支援をいただきたいと存じます。

○議長（笠田七郎君）暫時、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時十四分再開

○議長（笠田七郎君）休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

訓綱議員。

〔訓綱也男君登壇〕

○訓綱也男君、慎重に答えなければならぬという市長前置きでございましたけれども、都市改造の問題やらそういう

た問題をお聞きしたのではなくて、増設、新設に対し公害を伴うおそれのあるものをさらに要望しておるのか、もう来ていらっしゃるのか、その辺のところの返事を一言でいいからお聞かせをいただきたい。これは市民がみな望んでいるところでございますから、御返事をいただきたい。

横浜におきましては、四日市よりは規模が小さいのでありますけれども、通産省に対しても要望しておるのか、も合には、市とよく相談をしてもらいたいという申し入れに対し、通産省は相談をしますと、こう答えておる事実があるんです。だから、やろうと思えばできるわけですから、そういうふうな答弁でもけつこうです。

とにかく、私の質問に対し御答弁をいただきたいあとは、要望だけ申し上げたいと思います。

すでに大里のほうで公害患者を受け入れる準備が整っておりますし、それから、患者のほうも見てまいりました。

あそこへ行けば、もうすべて公害を忘れることができるのですが、大里へなせ行かないのかという事でございます。

で、医療費の公費負担、これによってたいへん安心はしたのですけれども、しかし、働き盛りのものでございますと、あとの生活の保障ができないという、その点があるわけでございます。あすこに、いま塩浜病院に入院している者も、家族との連絡ないしは気銃状況、体の条件のいいときには通つて仕事をしたりしておるといったような状態であるからでございます。

で、人命に関するための治療という点については、いいのですが、次に補償の問題をどうするかということが出てまいりますので、この辺についてもいまの日本の法体制は実証主義でございますから、なかなか証拠が上がつてしまひませんので、補償の問題はたいへん困難と思いますが、少なくともそういう形で入院している者のあとの家族の生活の保障をどうするかというところまで一步進めて考えるべき段階ではなかろうかと思いますので、この辺について

て十分御検討をいただきたい。

なお、塩浜のいまの空気洗浄室ができまして、きわめて安らかに何の心配もなく、せんそく発作については何の心配もなく入院をしているわけでございますが、その窓は二重窓になつておりますが、その窓は二重窓になつておりますが、ある一つの部屋は、その窓がアルミサッシではなくて、木の窓になつております。どうしてここだけ木の窓にしたのかといいましたら、予算がなくてここだけ木の窓だと、こういう話でございました。なお、入口も二重になつておりますので、ほかのものの面会も自由にはさしてない。出入りもきわめて制限をしておる、といふような状態でございました。入口も二重にすれば、その辺はもつと自由にできるのだと思いましたが、そういう問題がありました。

それから、便所ないしは手洗い、洗面所がその部屋のそとについておりますので、その出入りによつておとといの夜のような状況であると、便所に行つたときに空気を吸つてすぐ発作が起こる、ということをいつております。

それやこれや考えてみますと、わずかな経費のことでそういうふうなまだ不便をかけていいるという点がございます。前川議員とともに笑つたんですけれども、知事が外遊するだけの金があつたら、こんなことくらいはすぐ解決するんだがなと話し合つたのでござります。

で、これは県のこととして私たち笑うわけにいかない問題でございます。

子供に渡しました公害マスクでございますが、きわめて性能がいいマスクであるにもかかわらず、当局の申し入れてあるにもかかわらず、そこに入院しております患者に対してそのマスクが渡していないということです。これは予算

がないとかいうことをいつておるそうでございますが、そういうことはナンセンスでございませんから、性能がいいのではございませんから、本人たちは気候のいいときにはそとに出たい、ここにじつとしておると赤ん坊が補音器に入つたようなものだから体の抵抗も弱るし、そとに出たいが、とのマスクなら渡して欲しいということをいつておりましたが、そういうた問題。

それから、医療審査会に申請を出しますと、審査の関係かたいへん長引いて一月あとでないと審査が受けられないそうでございますが、そういう問題もありますし、かりに公害と認定されても、認定された翌日しか公負担していただけないという話でござります。これも全く役所的な、実情に合わないことでござりますので、この辺も御考慮いただきたいと思います。

なお、大里へ行けるような態勢をつくつてやりますならば、そこではもう天然自然のところで体が回復するわけでござりますから、そのような御指導をいただくことが大事ではないか。さらに、大里は国と直結しておりますので、国に対してもそういう認識を改めるうえにおいても、たいへん政策的にも大事なことではなからうかと思います。し、なお、塩浜のあの病院が次々発生してきます、押しかけてきます患者の一時の待避場所としてはたいへん適切な設備になつておりますので、長い患者は大里へ、そしてあそこはいつも空けておいて、一時の待避場所にするということが大事ではなかろうかと思います。

このような細かい隘路については、こんなところで申し上げるまでもなく、当局の方々が考えていただければすぐわかることですし、できることでござりますので、そういう点についてもよろしくお願ひをいたしたい。別に先ほど市長が議員諸公よろしく頼むとハッパかけられたから、その返しとしていうわけではございません。

なお、部長の答弁を聞いておりましても、事務的におくれているようなところがたくさんござりますし、体制の整

備についてもできて当然やらなければならぬものがまだできておらないとひうような答弁もあつたようでござりますが、少なくとも人員の配置、定数の問題について要望いたしておきたいと思います。

このところ、人件費が多いとか、定数の問題が盛んにいわれておりますけれども、またそのために市の職員全体にたいへん険惡な険惨な空気が伝わつておりますが、少なくとも、おそらく日本で一番ではないか、これほど定数の少ないところは日本で一番ではないかと思いますが、いまここで問題にいたします公害対策課につきましては、ぜひこれは職員の定数をふやしていただきたい。たとえば、ABCの中性洗剤の人体ないしは上下水道に及ぼす影響がもう数年前からいわれております。そのような問題にしろ、その他多種多様、あるいは法律的に、あるいは医学的に、あるいは科学的に多種多様の問題をかかえておるし、まして四日市はそのモデルだといわれておるような事態でござりますのでぜひ専門的な職員を配置せられるようにお願いをいたしたい。

先ほどから例を上げております横浜におきましてははるかに四日市よりも公害の規模は小さいでござりますけれども、公害センターができて十五名の専門の職員を置き、それでもなおかつまだ足りないといつておるような現状でございますので、どうかひとつ職員の定数、それから専門的な職員を配置するということについては、緊急にお願いをいたしたいと思います。

開発の地区には、公害、災害が起こるのは、これはもう当然のことでござりますから、どうか開発が急速に進み、さらになお发展をしていきます四日市としては、それに見合うだけの対策の体制、職員の配置、予算などひとつ十分御考慮をいただきたいと思います。

なお、企業側の責任ということの方向については、市長も十分考えられておるようでございますが、少なくともわれわれはその一アイデアとして公害税という税体制を発案をしたわけでござりますが、国においてもいまの日本の現

状からみて、そういうことが真剣に取り上げられ、しかも十分考慮に値する評価も聞いておるわけでござりますが、そのような形で一日も早く体制ができますように祈り、また、この問題につきましては、地方自治体の特色として議会側も、それから理事者側とともにこの問題に対しても一致して解決するという、そういう方向で進んでいきたい。

このことは、市長から協力を要望されるまでもなく、われわれは真剣に考えておるものでござりますから、どうかそういう協力の体制のうえで一日も早く問題の解決をし、住みよい四日市の建設、ないしは、ひいては日本の新しい産業の発展のためにもいい問題解決の方向をたどりたいと考えておりますので、どうかひとつ理事者側においても、よろしく早急に体制を整えられて、御奮闘いただくようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） こんこのこの新しい工場の設置、あるいは増設とか、補つていくとかの問題でござりますが、このことにつきましては、いま各省でも非常に検討を加えまして、これ以上四日市にやらすべきかやらんべきかというようなことも一つの大きな問題になつておりますし、また、それがある程度まで認めるに当れば、どういう処置を講じてやらせるかというような考えもおこっておりますが、御承知のとおりたま起つております問題といいたしましては取り上げてといいますと、石原産業の地先の問題が一つござりますが、これはどちらかといえば大治田を中心とした工場のところに進出すべきであるのですが、こりやなるべくひとつそういうことはできる限りあとにしてもう、避けてもらいたいという気持ちがあるのですが、まだ、県のほうにしてもう少し工場区域にするが、それ以上はまあやらないほうがいいだらうというような一つの方針が打ち立て

てこられるでござりますが、幸か不幸か石原産業のところにつきましては、比較的先端でござりまするしするんですありますするが、あすこは御承知のようなふうに、突き立てをいたしますときにもし県がこれを処分するときには、市へ一応相談をするというふうに、してくれという要望書が出ておりまして、そういうことを承知のうえで埋め立てるやつだつてもけつこうですと、こういうふうに議会からも答申が出ておるのでござりますが、まだ、県のほうからは何の正式な御相談もございません。

ただ、会社の方々とせられましては、西のほうへもつていくよりも東のほうがいいだらうから、まあそういう方針で少々会社には不便であるけれども、まあやむをえんのじやないかというようなお考へで進んでおいでになるようでござりますが、元来、こういう問題につきましては埋め立て当時のいきつもござりますので、県から御交渉がありましたときに、御相談を申し上げよう、こう考へておるような次第でござります。

その他のいまのところいたしましては、具体的にどうこうちゅうのはございませんが、御承知のとおり問題として取り残されておる地所といたしまするちゅうと、日永の国道の一号線の東側のところに大治さんが地所をお持ちになつておる。それから、大協和さんはほうが海蔵のところで地所をお買いになつて、それをただいまのところは一応放棄と、あるいは保留というようななかつこうになつておりますが、こういうものを市の有効な計画とらみ合わせて、どういうところにかわり地を差し上げるか、あるいはこれだけ公害問題が大きくなつたために、当地ではもう事業はやらないんだという御方針なのか、その点につきましてはこんこのいろいろのこの事業の移推、あるいはこの公害対策に対しまする四日市市の計画のたてまえというようなものと、いろいろかみ合わせまして、問題が将来に残されているわけでござります。

もつとも、まあ発生源の抑え方についての議論も非常にきびしくなつてしまひまして、どうしてもこれはひとつや

らなければならぬという空気が非常に濃厚でござります。現に知事も海外からお帰りになつて、こういう工場についての災害はもうすでに工場自体において処理しておる問題であつて、一向に起つておらぬというような、ヨーロッパではだいたい趨勢になつておるよう思ひますが、アメリカではかならずしもそうじやなくて、ある一部にはそういう弊害も残つておると。しかし、そういうものはやはり一つの社会的な見地から漸次なくしていくという方針になつておりますので、やはりこういふことは産業と都市計画とのうえにらみ合わせをつけていきませんならぬので、いましばらくこの移推をながめてみたいと思つております。いま直ちの問題ではございません。

ただ、石原産業地先のところだけは、現在の問題になつておりますので、いすれ県のほうから御交渉がありますときに、十分検討を加えまして、皆さんにもいろいろ御相談を申し上げて、そして進んでいきたいとこういふふうに考えておるような次第でござります。

その他の地区につきましては、ただいまのところはそういうけふらいはございません。

右のような次第でござります。

○議長（笠田七衛君） 訓勅議員。

〔訓勅也男君登壇〕

○訓勅也男君 どうも、まあ新設の話でございますが県がいうてきたときに相談をするというのですが、県がいうてきただときに相談をして、それはだめだと答えるのかどうか、その辺もはつきりわからぬ。それから、増設についても、もうこれで一応の増設は終わつてしまつたのか、こんごまだあるのか、それもどうもわからぬし、ある場合には増設はもう一切いまのままではもう困るんだという、そういう市長の市民に対するお答えがどうもはつきりしない。もし、それがいえないとするならば、質問をかえますか、これは担当部長でもけつこうですが、条件の悪いときにいただきたい。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいまの問題は、技術上の問題と経済上といろいろございますが、たとえば石炭をたくさんよりも重油をたいたはうが得だというような場合でも国策でもつて何がしかの石炭をたかなかきやならぬというような場合が起つてきておるんです。

いまの、現在の日本の化学工業、石油工業の立場に立つてみまするちゅうと、どうも自分の思うとおりの材料を買つて、思うとおりの処置はなかなかつけがたいと、こういうふうな原料が買えないんだというような、まあ立場にある会社がほとんど全部だらうと思うのです。これは日本全体の一つの不幸といいますか、立ちおくれといいますかそういうものもあるうと思います。

そういう中で、こういう事業を処理していこうといふのですから、相当な御困難なことだらうと思うのです。これはまあ事業に対して露骨なことばでいいますと、よほど理解をもつてさし上げなければならぬと思うんですが、さりかというて公衆衛生の立場、都市衛生の立場からいまして、それでは困るんだからいかにこれを調節をしていくかと、また国としていかにこれを規制していくてくれるかというようなことにつきましては、こりやこんこ関連の各省

との間に大いに議論をいたしまして、やらさしていただきたいと私は考えております。

なにを申しましても、四日市のような生きた例のところでございますので、直ちにそれがその日本全国の一つの標準になるようなるふうになつてしまつておるのです。したがいまして、よほどこの問題につきましては、専門家の知識も集め、そしてこの困難な事情の中からこれを脱出していく方法を考えていかなきやならぬというのが国全体のお立場だらうと思うでござります。

われわれ市民といたしましては、仰せのとおり市民の保健のうえにおきましても、都市衛生のうえにおきましても、これは一つの大きな柱でござりますので、できる限りの各方面から力を注いでそしてこれを是正していくと、経営していくくといふことにやらなきやならぬと、それにまあ一生懸命血まなこになつてやつとるのがいまの状態なんでござります。

したがいまして、決して無理にこれをどうしようというような考えは、いまのところ國においてもございません。ただ、いま申し上げました四日市のただいま遭遇しておる現状といたしましては、石原産業さんの先づのところの、油化さんがお買い取りになるんだそうでございますが、そうしてそこに仕事をお進めになると。ところが、これはそんならきよう、あす思ついたことかといえば、全体計画の一部の実現ですから、やたらに押えるというわけにもやりやいかない。それから、四日市全体のこの企業計画からみまするちゅうと、たびたび申し上げておりますようにまだ三分の一、あるいは四割もまだ仕事は残されておるというのが実情なんでござりますから、一そこの公害問題に対する対処の仕方ということにつきましては、力を入れまして、そして完全にこれを防ぎとおす努力をせなきやならぬと、それにはただいま申し上げましたような都市改造の面につきましても思い切つた手を使いました、平素の衛生問題につきましても市としても力をいたしますと同時に、國もゆびをくわえて見てないで十分ひとつ手を尽してくれる

ようすに皆さまとともに取り進めてやらしていただきたいというふうな考え方でござります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 ただいまの市長の説明を聞いておりますと、非常に回りくどい説明をされるのでわからないんですが、要するに具体的な問題として石原地先の問題が当面しておる問題と解釈されるわけですが、なにかこれを聞いておりますといふと、三菱油化としてですね、大治田のほうに可能性のあるのが石原へいづたんだから、まあその辺のところやむをえないだらうといふうに聞こえるわけです。

これでは、ちよつと私は大きな問題だと思ひます。いまここでいまの市長の話を聞いておりまして、私がここで追及したから市長が方針変えるとは思ひませんので、私として確認しておきたいわけです。これは市民として確認しておきたいと思うんですが、それは、これほどですね、四日市の公害問題というのは大きな問題になつてきておるわけです。それが抜本的に何ら解決策も講じられておらない。しかもその責任が一般的にはそれを排出しておるところの企業に責任があると思われながら、その責任が明確にされてないといふいう現状において、さらに現状の形の中で工場が発展していくといふことを客観的に見ておるんではないかと。これはいづれ市長のための市長なのか、だれのための市長なのか私はたいへん疑問を持つわけです。

近代産業の落し子であるところのこの公害問題というのは、一つ一つの時点におきまして新しい問題であつて、したがつて、みずからこの解決をはかつていかなければ他に望めない問題です。そのことはわれわれが身をもつて、文字どおりですね、市民は自分の身を犠牲にして体験をしてきておるわけです。そういう積み重ねの中でも、ようやく四

四市としてはこれはいけないことなんだと。したがって、法律で何らできておらないところの医療対策というのも市独自で立てたという段階であるわけです。

したがって、政府がこうやるだろうとか、あるいは企業がやるだろうとかいうような生ぬるい考え方で私たちは対処できないんではないかと思う。断わつておきますが、ここで私は企業を否定するわけじやありません。企業が大いに発展されるのは、それの立場で大いにけつこうなことです。しかし、いまのような公害を出し放しの現状において、果してこのままさら拡大をさしていついいものでしようか。その点の市長の答弁というのが、私には理解できません。

これだけを確認しておきます。もし私のいうことが間違つておるのなら、市長のほうからさらに説明をされてけつこうでござります。以上。

○議長（笠田七衛君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいへんむずかしい出合いの場所でございまして、もちろんなんにもやらなきやなんにも起らんわけですが、そうはいかぬと。

だいたいこういふところはまあやつてもいいだらうというような考え方で、工場に一応それを認めてやつてきたと。ところが、こういう事態になりましたので、できるだけその発生源を押えたいと。これはまあやれれば完全に押えた。しかし、それについてはなかなか容易ならざることである。しかも現在こういう問題が起こつてきておる。で、これを対処しなけりやならぬ。

ところが、困つたことにはこの場所そのものは市の手の届かないところに行つてしまつておる。実際この問題を処

理していことうと思うといふと、なかなかそのことがむずかしいようと思ふんであります。

ただ、これ以上そのどんどんどんどんこのままの状態で工場をふやしていくのかどうかと、こういうことでございまが、これはその場所がらから、場所的に見ましてもなかなかむずかしい問題でござります。また、これほど公害問題を日本全国の問題として取り上げておる四日市が、積極的にさらにこれをやるうといふことは、ちよつと常識ではこれは判断できませんから、そういう場合は別といたしまして、現在差し迫つておるこの問題につきましてどう対処するかといふことでござりますが、当面の責任者である県からは、市長のところへは一言半句もこれについて御相談はございません。これは当然御相談があるだらうと思つておりますが、県におかれでは十分御自信あつておやりになつていただくことだらうと、私はこう思つております。

しかし、そういうことは別問題といたしまして、ただいま申し上げましたように、大まかに見まして、比較いたしまして大治田の空地のところに持つてくるほうがいいのか、むこうのほうがいいのかといえば、ますむこうのほうがまあ何といいますか、ウエイトは軽いんじやないかと、こう思つておりますが、しかばこれにどんな仕事をやるのか、あるいはこれに対する公害の出方に対しても会社はどれだけのその準備を整えておるのかといふようなことにつきましては、まだ詳細にはいつてまいりません。

もちろん、これはわれわれがあすこの地所を県が突きますときに、あれをやるときには市にさき相談をかけてくれと、そしておやりなさいと、こういふうに市議会の御決議も出ておるのでござりますから、それはなしで御処分なさるということはないと思いますが、ただ困つたことは、新聞で拝見いたしておりますと、あすこは御承知のとおり若松築港に全部まかせちやつたと、権利も何もかもやつちやつたんだと。若松築港がやるんだからおれのほうは仕事は知らないんだと、こういふことのいえるような仕組みになつておる場所でござります。

どなたの地所であるうと、かの地所であろうとそれから公害が発生するであろうという心配があることにつきましては、地元が一番苦痛をなめるんですから、当然県のほうからこれに対し一言のいあいさつがあるのは当然のことであらうと思うて、実はお待ち申し上げておるような次第でございます。おそらくそれに対する対処の仕方について十分なる御検討をお加えになつておるんだろうと、だから市のほうにこれはひとつ認めてやれと、こういわれるんだろうと思いますが、それは別問題として、市の態度といつまでは、できる限りは、これは公害の起らぬない施設をしていただきたい、そうして、むしろ上のほうにやられることを思えば、下のほうがいいと。しかし、それにはいま申し上げましたように、公害的問題については十分なる御用意を備えていただきたいと、こういうふうに考えさせていただいたほうがいいんじやないかと思つております。

いずれ問題が具体化してまいりましたら、対策をいろいろの委員の方々に御相談申し上げて、御了承がえられるごとであれば御了承をえますし、どうしても御了承がえられないことならば、これはまあやむをえぬということをござりますが、今日までの経過はそういうふうになつておりますので、その点誤解のないようにひとつお願ひを申しております。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

午後二時三分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、公明党を代表いたしまして、通告のとおり二問についてお尋ね申し上げます。

オ一問の衛生問題についてであります、御承知のように衛生問題というのは、非常にじみな仕事であります。なかなかはつきりとした答えが出にくいわけであります、そういう点からも、非常に力の入れかたが弱いように感じられます。したがつて、この衛生問題においては、私たちの生活と直接結びついており、まことに重要な問題であると考えられます。したがつて、そういう面からお尋ねいたしたいと思います。

オ二点目、環境衛生の面であります、先ほどいろいろと公害問題のことについてお尋ね申し上げます。大島議員は、大気汚染による人体に及ぼす影響というの、多大であることは周知の事実であります。したがつて、これらの問題を早急に解決するためにも、いろいろと努力をなされているわけであります、そのもつともキー・ポイントとなるようなことについて、先般にもお尋ねいたしましたが、この日本工業立地センターに依頼しましたこの風洞実験によってその結果は、どういうふうになつたかという点について、お尋ねしたいと思います。さらに、先ほども御質問がありましたように、学校においては、衛生マスク等を提供したようですが、その他の面において、どのようにその対策が講じられておるか、そして、さらに市民の人々に対しては、公書のときには、このような衛生処置が必要であるということについて、お考えがありましたらお伺いしたい。

オ二点目、現在の時期的にも、カやハエが最近多く発生してきております。その防止対策についてであります、とくに食堂あるいは八百屋等のごみの捨てた場所、あるいはとくに営業面においてであります、鶏を飼つておるところ等に、ずいぶんのハエなどが、たくさん出でております。とくに松本にありますところの鶏を飼つておるところに、ハエが多く発生し、さらに、洗たくものにも臭気がつくというような状況がおきておりますし、しかも、ダニまでつ

いているところなども聞いております。これらの点、さらに、各地にあります沼とか、あるいは水たまり等においての、これからハエやカの発生を防ぐための防止対策などについて、どのようにこれからやつていかれるのか、お伺いしたいと思います。

それから、先日の雨期にありました雨納屋の方面において、非常に悪水が、悪臭の水がですね、浸水したのであります。そのときの、そのごの衛生方面に關係する処置について、どのように予防がなされたか、処置がなされたかお伺いしたいと思います。

次三点。し尿処理の施設の不足から、市内の数カ所に、し尿貯蔵所がありますが、六月のこの雨期になりますが、そのときの、そのごの衛生方面に關係する処置について、どのように予防がなされたか、処置がなされたかお伺いしたいと思います。

したがつて、目に見えるいろんな情勢、仕事などは早急に行なわれるわけですが、そのような衛生方面についても、手の打ちかたが非常になまぬるいというように感じられるのであります。これらの点についても、早急な解決策、この点についてお伺いしたい。

それと、このオ二問、税外負担の軽減についてであります。御承知のように最近はいろいろな物価がとくに急上昇しているところでございます。こういう点についても、非常に私たちの生活を圧迫し、そして、いろいろな新聞を見ましても、心中あるいは自殺なども、たくさんふえてくるようあります。こういうときに当たりまして、前回の本会議にも質問いたしましたけれども、PTA等の会費、あるいは学生が学校へもつていく教育関係の費用、その他備品の修理、あるいは学校などの改善等のために多額の費用が最近また取られているように思いま

す。したがつて、前回の本会議におきましても、十分に指導しておる、御心配のないようにしていきたい、また、慎重を期する上からも調査いたしまして、御趣旨に沿つよう取り進めたいと、このように、はつきりとお答えになつたわけであります。その後、どのような調査をし、その結果、どのような対処をなされたか、その点についてお伺いしたいと思います。

さらに、御存じのように日永の小学校の増築などに、もつとも、寄付は地元からの意向によつて行ないますと、このようなお答えがあつたわけであります。実際に、人々に当たつて聞いてまいりますと、一世帯当たり千円、あるいは五百円と、しかもそれが一回に出せなければ、分割でも出せるだらうと、このようなことをいつて、寄付をさせているという現状が起きております。このことについては、非常に遺憾に思われます。こんど、こういう問題等については、当然、市費、あるいは県・国からの補助を受けるのが当然であるうと思いますので、この点について、さらに、こんど税外負担の関係については、こんど一切やつていかないよう、強力な指導も必要ですし、また、そういう問題等が起きましたならば、市長として当然、国あるいは県に要求すべきであるとのよう考へております。これらのことについて、市長は、どのような考え方をこんどつておられるか、お答え願いたいと思います。

オ二点については、町の費用、あるいは自治会の費用とか申しますが、非常にこれらのことについて、一世帯五百円のところ、あるいは百円のところ、百五十円というように、町の会費は取られているようあります。こういう点について、市長としてこの管理、あるいは指導をしていく面においては、どのようになされておるか、この点についてお尋ねしたいわけであります。

いろいろと自治会の報告などもあるようありますが、中には、ひどい使い方をしているところもあるようであ

ます。このように、地元の人々は、いろいろ役員にまかせっぱなしの点で、心配なこともありますけれども、そういう年間の報告、あるいは報告のないところもある。こちらの点についても、市長はどのような指導、あるいは行政面において、これらの町の費用の軽減をはかつていかれるか、いろいろなことを合わせてまいりますと、税金のほかにも何重にもかかる税金とも思われるようなものが、ある程度、強制的に取られている実体があります。

こういう点について、市長のお考えを賜われば幸甚と存じます。

○議長（笠田七衛君）衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）衛生問題について、お答え申し上げます。

いちばん最初に、環境衛生ということについて、風洞実験のことをお聞きされたわけでございますが、これは、主管課は市長公室長のほうでやつておりますが、横の連絡で、私がきょう現在、承知しておりますことは、中間報告がされてはおりませんが、最終報告はいまの段階ではされていない、ということでございます。

次に、学校及び一般市民への大気汚染への措置及びPRということにつきましては、現在、汚染地区のはなはだしいと思われる小学校につきましては、九十二台の空気清浄機を配布済みで、約三千名に対する公害マスクの配布は終わっております。

それで、本年度につきましては、学童につきましては、厚生省の直轄の学童のばい煙等の影響調査が、五ヵ年継続で行なわれることに決定いたしまして、すでにオ一回は四月の二日じろから四月一ぱいで、オ一回の調査実施済みでございます。これと並行いたしまして、これは、暮れの調査でございますが、これが、現在の二年生から現在の六年

生までの、継続して五ヵ年やるわけでございますが、これは、むしろ疫学的な調査に終始すると考えます。これは、将来への対策の一つの捨て石になるというように考えております。だから、これにつきましては、学校の保健医の方が結束されまして、保健医会の主催で学童の公害問題についての会席をやると、これにつきましては、対策費で幾ぶんの助成をすることになつております。さらに、これに付則いたしまして、薬剤師協会のほうで大気汚染の百葉箱による実験がされることになつております。これの結果報告も、前年度分もまいつておりますが、こういった関係団体の自主性による活動が本年に入つてからは、活発化するようになると思ひます。

それから一方、市民への周知ということにつきましては、午前中少し緊急措置ということで、少し触れたわけでございますが、現在まだ成案はいたしておりませんが、私のほうでは、市内の汚染地区にある患者の分布、及びもよりの医者の配置と、それから例の公害の審査会の会長が、医師会長でございますので、これは二十二日もまたオ二回目があるわけでございますが、この緊急措置についての医師会の協力態勢を話し合うことになつております。そういうことでもつていきたい。

さらに、一般的にいいますと、警報が出た場合、事業者側への協力要請に対する具体的措置、燃料転換なり、あるいは操作炉の転換、ロールを落すというようなこととともに市民用のPRの方法、これは通信連絡という点に重点をおいて、成案し考えたいと考えております。

次に、飲食店及び鶏を飼っているところに、ハエがいっぱいだということでございますが、基本的には飲食店が食品衛生法に基づきまして、私どもと保健所では、通報は私のほうから保健所へ通報し、保健所独自でも食品衛生法によつて、あるいは旅館料理店営業法によつて保健所独自の監視がされておりますが、実際においては、衛生部のほうへ苦情がまいつてきしております。八百屋さんにハエがあるとか、あそこに腐った果物がほうつてある、何とかしろ、

ということがきておりますので、原則的には、そういう食品衛生法が法的に基づくものは、保健所に一応きて、保健所の法的措置を取るよう必要と要請しております。

それに基づかない公共下水、それから、あるいはむしる問題は塩浜地区とか、曙地区に多いんですが、個人の所有地のたまり水、これはもう一番問題で、市の衛生課の消毒班が行きますと、おれとの土地にかけてに薬剤をまく、というふうにしてトラブルがあつたことが、二、三件実際にございますが、これも理屈は理屈として、付近の人々が困つておるからということで、ああいう水たまりについては、一般側溝並に消毒を実施しております。

それから一般的には、本年は、この五月の中ごろから五月の末までに、一齊配布を終わつたわけでございますが、当初予算で本年度とくにお認め願いました一般消毒剤、約百萬円程度のオルソ剤、あるいはオルソ剤を主体としたものを自治会単位に配布済みでございまして、これを差し水と申しますと語弊がありますが、従前、地区自体で薬剤を購入し、地区の環境衛生に努力していただいたところへプラスしていくような方策も、今年度はとらしていただいたわけでございますが、幸い、先日の豪雨の前に配布済みでございましたので、われわれといたしましては、時期がよかつたな、というような感じを持つておるわけでございますが、こういう措置とともに、先般も衛生課長、あるいはオ一清掃課長、オ二清掃課長、私どもがジープに乗りまして、目のつかん、あるいはみんなが各部門で聞いておる苦情を中心にして、総点検的に回つたんでございますが、そういうことも、われわれ責任者としては、目で見て処理をしていくという方法をさらにつけておきたいと考えております。

それから、先般の豪雨の浸水時の衛生対策でございますが、私どもの調査で浸水戸数約三千と算定いたしまして、当口、すぐ午後、水も入つて引いたとこ、これは床上、床下浸水ませた戸数でございますが、硝石灰約二十キロ分を基準体、クレゾールを約百三十本、オルソ剤を百八十キロ鐘を二百十七、金額にいたしまして六十七万円程度のもの

を一齊配布いたしました。この方法は、出張所管内のものにつきましては、出張所に委任すると、本府地区のものにつきましては、市の衛生課の消毒班が自治会長の班のところへお届けいたして、その浸水した個所には硝石灰、クレゾール、オルソ剤の散布を実施いたしました。これは、当口二十七日と二十八日中に完了いたしております。

それから、し尿貯留槽が水があふれて、御指示をいただいて解決したというお話を伺つたのでございますが、私ども、ちよつと主幹課長から、どこのところがそういうふうになつたか、ということを耳に入つておりませんので、あとでまた調べて詳しいつもそういうところがあるならば、これは手直したい、こういうふうに考えております。

一応、簡単でございますが、以上で終わります。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 税外負担の問題につきまして、格別に御配慮をあずかつておりますと恐縮に存じます。

税外負担の問題としまして、むしる内容から申しますと、父兄負担というのが現在の教育財政の中で、問題になつておる点だと思います。それはどういふ点かと申しますと、これを調査するに当たつて、委員会として、根本的に考えなければならぬことは、たとえば、学校をやつてまいりますの場合に、人件費というものがございますが、それは、国と都道府県の負担の区分がはつきりしておるんであります。

それから、建物につきましても、これは国と設置者の負担の区分がはつきりしておると、こういうことであります。ところが、学校を運営していく上での経費、それから学習活動をしていく上での経費であるところの教材教育費、こういったものについては、国と、それから設置者、あるいは父兄の負担の区分というのがはつきりいたしていな

そういう点につきまして、一般にそのようなものを含む経費を税外負担というような名前で呼ばれているかと推察されます。

したがつて、これらの運営費とか、あるいは学習指導のための教材教育費は、国あるいは設置者、あるいは父兄がどの面において負担すべきかというものを決定するのが、現在の教育財政の一つの課題になつておるわけであります。今日的な一つの課題であります。これは父兄なり、あるいはある生徒なり、あるいは教育委員会自体においても、この問題について考へておるわけであります。したがいまして、現在、私どもといたしましては、そういう面について基本的に、これは教材教育費に属するものか、あるいは学校運営費に属するものかということについてはつきりした見解をもつて、これに対処したいという基本的な考えは、そういうことであります。

ところで、先般のお話によりまして、どのような調査をして、そして、どのような対策を講じておるかという現実的な問題であります。

この問題につきましては、各項目につきまして、たとえば、PTAの会費とか、あるいは共同学費とか、あるいは図書費とか、あるいは生徒会費とか、そういう各項目について、各学校から調査をいたしております。ところが、これは必ずしも学校によって項目がまちまちであるということがわかりました。それから、まだ金額によつても、かなり学校の規模の大、小ではなしに、個人の負担の金額がかなりまちまちであります。

これを考へてみますと、これらの費用は学校を運営する上での費用と、それから、生徒が自由な学習活動するための費用といふふうに、二つに区分されるのではないかというふうに考へておるであります。たとえば、体育の後援会費のきわめて高い学校がありますし、図書費のきわめて高い学校があつたり、あるいはかさの修理とか、中にはトイレストペーパーの代といふふうなきわめて学校間によつて、その項目と金額において、差等があるということがわかつてゐる増額をみた分で補つていくと。そして、PTAにおいては一年間を通じて、百二十円の減額をして対処するよう指導をしておるのであります。

それからオ二点であります。それは、一つはどういうことかと申しますと、校長の学校経営の一つの方針であり、同時にもう一つは、課外活動をどのように進めていくかという校長の一つの姿勢であろうかと考へるのであります。

したがいまして、これをいたずらに規制するということは、かなり学校として仕事がやりにくいくと。ただ、私どもといいたしましては、現実的に公費として負担すべきものは、こういうものであると、そういうことの指導をして、そうしていかなければいけない。そのため、本年度はかなり財政的な役務費とか、あるいは需用費とか、備品費とか、そういうものにおいて増額をみましたので、そういう備品とか、あるいは修理の面については、そういうもので、いわゆる増額をみた分で補つていくと。そして、PTAにおいては一年間を通じて、百二十円の減額をして対処するよう指導をしておるのであります。

それからオ二点であります。オ二点は、これは先ほど申しました、基本的にはどこが負担すべきかという区分が明らかになっている問題であります。その問題については、義務づけてはいけないのであって、ただ、特殊な寄付については、これは受け入れても教育の熱情として、その学校をとくにやつていこうという特殊な寄付については、これは、あえて排除すべきものではないかと、かように存じます。

○議長（笠田七郎君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 自治会の件につきましては、私は、二つに区分して考へられると思います。

その一つは、自治会自体の事務事業を執行するための経費、他の一つは、市からの委任事務を執行するための経費、この二つに考へております。

それで、自治会自体の事務事業を執行される件につきましては、その自治会の活動の状況に応じて自治会で御負担

いたぐと、これが当然であろうと思いますし、市の委任事務につきましては、その経費は市が負担すると、これが当然であるうと思います。

したがつて、市といたしましては、自治会に市の委任事務につきまして、超過負担をしいることのないよう配慮いたしまして、新年度から委託料を若干引き上げて、これに対処しておるような状況でござります。

○議長（笠田七衛君） 公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 先ほどお尋ねの工業立地センターの報告について、お答えいたします。

先ほど、衛生部長からも御答弁がありましたように、現在、まだ最終報告は出ておりませんが、中間的におきましては、私ども承知しております。ただし、御承知のように、風洞実験が国及び県・市で委託いたしましたのですが、風洞の結果が現時点において結果は出ておるんですが、問題は、それを解析する問題が一つ残つておるわけあります。

したがつて、測定データーでは、現時点においてどうどうという判断がつきませんので、その解析を現在の通産当局で進められております。先日、出張いたしまして、この辺の督促をいたしておりますが、おおむね今月末ごろと予定しておりますし、われわれも早急にデーターが提出されることを督促しております。

終わります。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いろいろと、お答えいただいたわけですが、工業立地センターの件については、いま、お答えがあり

ましたし、まだできないということありますので、早急にやつていただきて、一日も早く市民のこの公害から守るですね、そういうふうにしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

次に、衛生関係の点であります。とくに学生、あるいは市民に対する調査とか、それから、そういう点については非常によくやつていただきておるわけであります。その前に、予防という点についても、もう少しことに重点を置いていかなければいけないと思います。調査しているから、そのしたあとは、そういうふうに病気が発生しないかといえば、そうではない。さらに、予防を加えて、そして、どんどんこの体力の減少を防ぐために、いろいろな方法を講じて、体力をつけるようにはこうしたほうがいいとか、この点が大切であるかという具体的な指示があれば、いちばんいいことではないかと、このように考へるわけであります。

いずれにいたしましても、どんどん病人もふえていくような現状でありますし、さらに、私たちは文化生活をし、本当にしあわせな生活をするには健康も大切であります。私たちが、いかにがんばってみても、このような侵されていく今日において、何らかの政策方法などがあつたらですね、どしどし、この予防についても力を入れていっていただきたいと、この点を要望しておきたいと思います。

さらに、先ほど申し上げて、一つ答えていないんですが、松本に、この点一つ早急にお願いしたいわけでありますけれども、鶏を飼つてあるところはあるわけありますが、そこは非常に付近の人の住民がいろいろそこのところへいつて、何か防臭剤でも、あるいはカヤハエがでないようにと、常に頼んでおるそうでありますけれども、なかなかしていただけないというような苦情も聞いているわけであります。こういうところを、先ほど部長がいわれましたように、いろいろ前向きには非常にいいように思われますけれども、裏口へまいりますと、非常にそういうまだ不完全なところはすいぶんあるようであります。したがつて、表だけでなく、裏口のほうにも気を配つていただきて、

そういう問題を早急に解決していただきたいと思います。

さらに、昨年度にありましたように、いろいろわが四日市においても休校したりしたところは、ずいぶんあるわけでありますので、再びこのような状態が起こらないようにとくに衛生問題、あるいは環境衛生とか、保健衛生とかといふようにあるわけであります。そういう点についても、十分配慮していただきたいと思います。

それから、教育長にお尋ねしたいわけであります。先ほどお答えいただきまして、ほぼ理解できるわけでありますけれども、たとえば備品費のために、あるいは修理費のために寄付を取られる場合は、これは断わってもいいかという点について再度お願ひしたいと思います。そのような、先ほどお話をありましたように、いろいろ指示をされるふるそうであります。そういう点について、もう一度おこたえ願えればけつこうだと思います。以上。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

○教育長（栗林武男君） 登壇  
〔教育長（栗林武男君）登壇〕

母ねのように考えました。（大島武雄君）「そういう備品費とか修繕費が取られる場合は断わってもいいのか、しなくてもいいのか」と呼ぶ。

ああ、そうですか。当然、これは備品の中で、現在の教育課程を実施するためのものと、そういうものと、それから、あるいは特別にそのテレビとかなんとか教育課程以外のもので、特殊な寄付をとか、あるいはそういうものをという場合があるかと思います。そういうような現在の教育課程の中できめられているものについては、これは徴収すべきではない、断わつたらいと、こういうふうに考えます。

それから、修繕費においても、当然、公費で負担すべきところのものは、これは公費でやるべきものだと、そういう

う性格のものだというふうに考えております。ただ、それも特殊な関係で、修理をするというような申し出があれば、それは断わる必要はない、とこういうふうに考えます。

要するに、公的なものについての負担づけというのは、方針としておもしるくないと、こうふうことであります。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いま、お答えがありましたように、非常にそのあいまいな点がずいぶんあるわけであります。もちろん、寄付ということでありますので自由でありますが、地方財政法の施行令いろいろ読んでまいりますと、学校の維持修繕費そういうものについては、住民から金を取つてはならないと、このようにはっきりとうたわれておるわけであります。

そういう幹部の方で決定したから、これを寄付してほしいとかといふような性質がほとんどといつていいくらいありますので、そこらの点について、この点と、この点といふことはできないと思いますが、そのようになつた場合、自由に断わつていいと、このように解釈していいわけですね。

その点について、もう一度はつきりとお願ひします。

○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 建物は、いま申しましたように修理費は、当然、公的なものは公の経費によつてまかぬべきものであると、これははつきりとしております。

先ほど、お答えしたとおりでござります。

○議長（笠田七衛君） 矢田議員。

〔矢田繁郎君登壇〕

○矢田繁郎君 私、市政クラブを代表いたしまして、次のとおり御質問をいたします。  
オ一に、教育行政についてでございますが、三月の議会の委員会において、校舎整備に対し、新五ヵ年計画を作成、要望がありましたが、立案の趣旨につき教育長より御説明を願います。

二つ目。中学校、小学校の学区変更の声がありますが、これに対する考え方も教育長より御説明を願います。

三つ目。市で四十年度を含む奨学資金の支出状況、また、未納金があれば合わせて教育長より御答弁を願います。

次に、市財政問題について。三十九年度会計の收支内容について収入役より御答弁を願います。

二つ目。市財政を思うとき、昭和三十九年度までの各年度の調定額、滞納額、未納額の徴収目標額、これの説明を税務部長より願います。

三つ目。五月の臨時議会において、専決事項として税制改正を了承したが、その結果、四十年度の予算にどのよう影響があるのか、ないのか、税務部長より御答弁を願います。

三点の港湾について。県・市問題も一応解決したが、そのこの進み方について、市長の御答弁を承りたい。

この四の、公害対策については、質問も答弁もございましたので、重複かと考えましたので取りやめします。

次の四日市旧警察署について。旧四日市警察署庁舎をいかに処理されるのか、市長の御答弁を願います。

次に、市の道路計画のうち、内陸部より国道一号線を経て四日市港に至る幹線道路の計画があるのか、市長にお尋ねいたします。

次に、綱紀糾正についてでございますが、過日、市長より部課長へ綱紀糾正の話があつたのないように聞いておりますが、その御説明を市長から承りたい。  
次に、監査事務局についてでございますが、私、一年間監査委員をさせていただきまして、市の監査事務局をいつそう強化と申しますか、また市行政面の指導強化といいますか、こういったことについて市長のお考えを承わつておきたい。  
最後に、諸会館についてでございますが、諸会館建設審議会の答申が、去る四月に行なわれたようであるが、その実施計画について、関係部課長より御答弁をお願いいたします。

以上、質問を終わりますが、私として質問はいたしません。しかし、わからない点について来たるべき本会議において質問させていただきます。（「休憩願います」と呼ぶ者あり）  
○議長（笠田七衛君） 教育長。

〔教育長（栗林武男君）登壇〕

○教育長（栗林武男君） 最初に、新五ヵ年計画を立てる意志ありや、ということについての質問かと思ひます。

昭和三十一年から、文教施設十ヵ年計画を立てられまして、その間、三十四年の伊勢湾台風とか、あるいは社会増とか、あるいは第二次の危険校舎の耐久度の調査とか、そういういろんな要素によりまして、四十年度において完成すべき十ヵ年計画が、現在おくれておるのでありますと、三十九年度末において七五・五とそれになると、そういうように承わっております。したがつて、十ヵ年計画を完了するためには昭和四十二年くらいまでかかるというふうに考へられます。

したがいまして、その計画が完了したあとにおきまして、当然、十ヵ年という長い計画の間においてやられた仕事でありますので、修正をしなければならないと、あるいは手直しを、修正とか手直し、あるいは、また社会増とともに違うところの学校の設置とか、あるいはまた幼稚園とか、そういうような問題も起きてきましょし、同時に教育課程が改定になりますと、それに付随するところの特別教室というものも必要になつてくるかと思います。

したがいまして、いまの考え方としましては、十ヵ年計画が完了した暁において、そういうすぐに取りかかれるような計画を進めてまいりたいと、かように存じております。

オ二点の通学区でございますが、通学区の問題は、これは本市の住居表示事業の進展に伴いまして、旧来の町名が新しくなり、街区も一応変わりますので、したがつて、就学の規則を一部改定しなければならないような現実にせまられているわけであります。

それからもう一つは、住宅の建設とか、あるいは団地の造成が相次いで行なわれますので、通学区域を新たにはつきりしなければならないという実情がござります。それから、交通事情がきわめて複雑になつてまいりておりますので、児童生徒の通学の安全の確保という点から、もつとも都合のいい学校に通学させるというような、そういう対策にならうかと、かように存じております。

も必要ではないかというふうに考へております。

以上のような理由によりまして、小・中の通学区を改定していくという意図をもつております。ただし、この仕事をいたしますのは、現在、通学区の審議会というのが設置されておりまして、その設置されておりますところの審議会におはかりをいたしまして、その答申をえて、具体的に事務当局としては仕事を進めてまいりしていくという順序にならうかと、かように存じております。

それから、オ三点の奨学生会でございますが、これは、今年度の奨学生の状況を見ますと、昭和四十年度は高校においては三十名ございまして、大学においては五名、高等学校と大学を両方合わせまして三十五名が決定しておりますのでござります。そして、現在、その返還の状況でござりますが、大学におきましては九名のうち二名が未納でござります。金額いたしまして、未納金は一万四千四百円が未納でござります。で、これは家庭の困窮とか、そういうことで、いましばらく猶予をしてほしいというような理由でござります。

それから、高校は今までのところ、百六十二名のうち二十六名が未納でありますと、未納金は六万二千四百円でございます。これらにつきましては、全員、督促をいたしておりますので、遂に、返還をしてもらうように見通しをつけて、なお、こんごも十分な督促を続けてまいりたい。かように存じております。

○議長（笠田七郎君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十分休憩

○議長（笠田七郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後三時十七分再開

副収入役。

〔副収入役（村木喜代次君）登壇〕

○副収入役（村木喜代次君） 昭和三十九年度の收支の見込みでございますが、昭和三十九年度決算につきましては、目下、収入役室におきまして、計数整理中でございますので、私からお答えさしていただきます。

計数整理中でございますので、一応、確定数字については、ある程度変わるものもわかりませんが、だいたい確定に近い数字でもって申し上げたいと思います。一般会計から申し上げますと、歳入決算額は、四十二億七千万円でございます。それから、歳出決算につきましては三十八億二千五百万円でございます。歳入歳出差し引きいたしまして四億四千五百万円、これだけが一応、残金として四十年度へ繰り越されることになるわけでございますが、このうちには事業繰り越しの財源、それから支払い繰り延べの財源、それが含まれております。その繰り越し事業費に対する財源額は、約一億二千四百万円でございます。それから、支払い繰り延べといいますのは港湾負担金でございますが、その財源が一億九千六百万円、この二つを差し引きいたしまして、純繰り越しといいたしましては一億一千五百万円でございます。これが、純繰り越しといたしまして、実際、四十年度の一般財源として使われる数字になる予定でございます。

それから、その他特別会計につきましては、繰り越し額だけを申し上げますと印刷所会計でございますが、繰り越し金が四百九十一万円、それから基金会計でございますが八百五十四万円、それから、公益質屋会計が三十一万円、三輪事業会計が三千三百万円、それから国保の会計につきましては欠損でございます。四十年度から歳入繰り上げをいたしておりますが、その欠損額は七十六万余円でございます。それから、と畜場食肉市場会計の繰り越し金は五万円、それから市営魚市場会計の繰り越し金が十一万円、それから公共下水道会計が三百三十万円、それから桜財産

区会計が十一万円でございます。

以上、簡単でございますが、御報告させていただきます。

○議長（笠田七衛君） 税務部長。

〔税務部長（三輪喜代司君）登壇〕

○税務部長（三輪喜代司君） 三十九年度も含めまして、過去数カ年間ににおける滞納額、それから収入額並びに未納額、市税の滞納額、収入額、未納額につきましてお答えいたします。

数カ年でございますので、三十五年度から申し上げます。三十五年度におきましては、調定額が十五億六千万円、それから収入額が十四億四千九百四十二万二千円、差し引き一億一千百三十二万七千円が繰り越し額でございます。それから、三十六年度調定額十八億二千三百四十六万六千円、それから収入額が十七億九千六百六十六万九千円、差し引き一億一千三百七十九万七千円、これが未納額でございます。

それから、三十七年度は、調定額が十九億二千五百三十四万四千円、収入額が十七億九千三百五十四万七千円、未納になつて繰り越されました額が一億三千百七十九万七千円。それから、三十八年度は、調定額が二十三億一千七百十五万二千円、収入額が二十一億八千八十七万円、差し引き繰り越し額が一億三千六百二十八万二千円。それから、三十九年度におきましては、ただいま副収入役からもお答えいたしましたとおり、決算が終わつておりますので、確定数字ではございませんが、現在の中間報告としてお聞き取り願いたいと思いますが、調定額が二十七億三千九百万五千円、それから収入額が二十五億九千百九十三万二千円、差し引き繰り越し額が一億四千七百七万三千円、これが三十九年度を含めまして過去数カ年間に滞納額、未納額、収入額でございます。

次に、滞納整理の方針でございますが、これは申すまでもなく、税はあくまで税法並びに条例の線に沿つて滞納整

理をしなければならないのです」といいますが、これは、まあ抽象的なことでございまして、さてこれを具体的にと申しますと、毎年行なつておりますように、十分この滞納者と話し合ひをし了承を求め、了解の求められるものについては了解を求めて納得のいく収納、納入を、納税をしてもらうということで、そこでまあ話がつかず、あるいはまた、この滞納者の中のいわゆる悪質な納税者に対しましては、それはやむをえず強制措置を取るというふうな方針で進みたる、と思ひます。

なお、ただいまこの一億四千何がしかの滞納繰り越し額に対しまして、本年度のいろいろ具体的な滞納整理の方法について担当課長とも話し合いをしておるのですといいますが、本年度、時期を見まして一応、滞納整理月間といふうなものも設けまして、この月間には、税務参加の職員をできるだけこれに仕向ける。そして、滞納整理を強く打ち出す、そしてこの結果、いわゆる正直にまじめに納税しておつていただく方々と、それから滞納をしておられる方々の不公平をなくするようにいたしたい、このように考えておる次第でござります。

それから次に、先般の議会で地方税法の一部の改正に伴いまして、市税条例が改正になつたわけでございますが、これに対する本年度予算への影響でござりますが、一応あの中で市町村民税のいわゆる身体障害者、未成年者等に対する免税点の非課税の範囲の引き上げ、これについての影響はございません、ございませんと申しますか、だいたい十万ないし二十万くらいの減収というふうに私どもは見ております。

それから、逆にこんどは法人税が改正になりました。これは、市町村民税のほうでは上がつておりますが、国税のほうでは下がつておりますので、納税者の立場でこれを見た場合には、いわゆる政府のいつております減税措置と思います。

だいたいことで、増収となつて上がつてまいりますものが、私たちいま六百万から七百万くらいではないかと思つ

ておるんでございますが、御承知のように、いま非常に不景氣で、景気が悪うございますので、とくにまあ三月の決算等をながめてみましても、去年よりも少し上回る程度、ものによっては去年よりも下回つておるのもござります。そういう点からいきまして六百万ないし七百万の増収がはたしてあるか、ないかということが、いまここであつて申し上げかねるのござりますが、見込みとしては、その程度のものと思つております。

それからもう一つ、軽自動車税でござりますが、このうち自家用四輪車の率が、いわゆる県税であります一般の普通自動車と同じように五割上りましたので、これが約一千台ござります。したがいまして、これでは百五十万くらいの増収になると。それから、これも条例に関係ございませんが、すでに、これは予算に組み入れられておりますが、いわゆる大規模償却資産に対する課税限度が引き上げられましたので、これにつきましては、だいたい五千万程度のものが増収として、これも市長の当初予算のときにも説明の中にはござりますが、増収として見込まれ、これはもうすでに予算の中に組み入れられておる、こういうことでござります。

○議長（笠田七輔君） 土木部長。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 西浦の区画整理事業の予算につきまして、御説明申し上げます。

御質問の趣旨は、予算が計上してないがいつ組むんだという御質問でございますが、西浦の区画整理事業につきましては、現在、委員の選挙につきまして事務が進捗中でございまして、十五日に立候補を締め切りまして、来月の一日に選挙と並びに現在至つておる次第でござります。現在、地主代表の十一名の定員に対し十二名の立候補者がございまして、そういう状況で遂次、事務的に進んでおります。この予算につきましては、当初予算に二十六万二千円のそいつた委員会に対する事務費を計上をいただいておるわけございまして、委員会の選挙運営に

つきましては、予算にしたがつて進めさせていただきたいと思います。

いよいよ、事業として軌道に乗るわけになりますが、本年度の一応の受け入れといたしまして外郭測量並びに換地設計を求めたい、こういう契約でございます。外郭測量と申しますと、一応、街路の計画を現地に移しまして、その境界に全部ぐいを入れたいと、こういうつもりであります。それから、換地設計という問題でございますが、これは各地主さんの土地の換地計画を立てまして、これの事業承認をえたいと、こういう考え方でございます。こういつた仕事ないし事務につきまして、いろいろ定員その他仕事の性格から、現在では外注をしたいと考えております。この経費の見通しといたしまして、だいたい千五百万前後の、先ほど申しました二つの事業につきましては、千五百万前後の費用を要すると考えております。

この問題につきまして、御質問の予算の問題でございますが、この事業につきましては国から短期償還の起債を期待しております。現在、説明中でございます。かなり、つまづてきておるわけでございますが、まだ、はつきり確定しておりません。そういうた點、あるいは、この仕事の性格といたしまして、かなり検討を要しますし、事業の進捗が今年度の年度末までいつばかりかなるといった諸般の情勢から判断いたしまして、この次くらいの機会に御審議を願う計画を立てておつた次第でございます。

なお、この際お願いしておきたい問題でございますが、そういうた事情でございますので、先ほど申しました外郭測量、あるいは換地設計等につきまして準備が整いましたら全員協議会その他の機会に御承認をえたうえ、発注を進めさせていただきたい。そういたしまして、年度内の計画事業に支障のないように進めさせていただくように考えておる次第でございます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（笠田七衛君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 御質問のオ七項、総合計画の遂行と事業の執行につきまして、市長にかわりまして御答弁させていただきます。それとオ十項、諸会館建設についてお答えをいたします。

総合計画の問題につきましては、さる三十五年の七月九日に調査の結果が市長に答申されておりますが、その答申内容は、約十四項目にわたっております。そこで、その答申の交渉並びに今日まで進んできた実績について御報告をいたします。

まずオ一点は、土地利用計画についての構想でございますが、御承知のように、この構想は昭和五十年人口三十万を想定した構想であり、土地利用につきましては、南部に石油精製、石油コンビナート。北部に鉄鋼工業コンビナートを考えた構想でございます。これにつきましては、昭和三十七年の二月にこの計画を中心にして都市計画法による、用途地域の変更、あるいは街路網の決定並びにその事業を推進してきております。

オ二点の広域都市計画につきましては、「本市は北勢一帯の大工業都市の一環として建設されることが必要である」と答申しております。この件につきましては、四日市を中心とする北勢地域の開発を進めるべく関係市町村との連携、あるいは北伊勢開発協会等を設立してその具体化に進んできております。

オ三点の交通網の整備につきましては、「北伊勢工業都市は、中京圏の重要な一つの生産基地であり、京阪、阪神、北陸三大圏とも有機的に結合しなければならない」というように構想を打ち出されておりまして、これに対する交通網整備につきましては、一つは、御承知の名四国道がありますし、いま実現に計画が進められておる名阪国道の問題があり、あるいは四教国道、あるいは国鉄伊勢線、あるいは関西線複線の電化というような面で遂次、実現化に進ん

であります。

オ四点の港湾整備と埋め立てについては、「工業基地建設のために、北部に大規模な埋め立て事業を促進して四日市港の拡大整備が必要である」とうたわれておりますが、すでに三十七年、午起二十万坪の埋め立て工事の完成、現在進められておる石原住宅十三万坪の埋め立て工事等々あり、現在県・市で調整の終わりまして残された二百万坪の港湾計画が遂次進められることと想います。

オ五の内陸部工業用地の開発でございますが、「臨海部重工業地帯の造成開発とともに、内陸における工業団地の計画を確保しなければならない」とうたわれておりますが、これにつきましては、現在進められつつある名阪国道沿線開発という勘考で検討を進めており、本年度から小山田、水沢を中心とする内陸工業地の計画、調査、あるいはこれに対する造成調査というものが現在進められつつあります。

オ六番目に、工業用水道計画につきましては、「北伊勢工業都市の建設計画は、工業用水の確保がオ一である」とうたわれており、御承知のように、オ三期工業用水道、あるいは代替工業用水道等が完成に近づいておりますが、さらにオ四期の工業用水の計画が進められております。また、三重用水事業につきましても、四十一年事業着手といつて中央その他に運動が展開されております。

オ七番目に住宅団地の開発については、「工業化の進むにつれて工業人口が増大し、大規模な住宅建設を急がねばならない。工場公害からの住民を守り、高い生活水準にふさわしい住宅環境の整備が必要である」とうたわれておりますが、市といたしましても、住宅公社あるいは明発公社等々高花平、あるいは南部丘陵団地、朝明団地開発といつてこうで進められております。

次に、オ八番目に上、下水道の整備につきましては、「三十万に人口が増大することを前提として上水道の整備を

はかることが重要であるとともに、都市排水、下水道の整備についても十分考慮せねばならない」とうたわれ、これまた上水道、下水道事業、あるいは都市下水道事業として実施に移してきております。

さらに九番目には、中心商店街の再開発について、「市民のショッピングセンターを近鉄四日市駅・国鉄駅の間に建設する必要があり、地元商店街と協力して当地域の再開発を促進し、防災対策を強化し商業活動の拡大に対処せねばならない」とうたわれておりますが、これまた、近鉄四日市駅を中心とした市街地の防災街区を設定してその事業も進んできております。

さらにオ十番目には、公共施設の整備については、「市民生活をより豊かにするために、学校、病院、レクリエーション・センター等各施設を充実する」と、あるいは「公園緑地を中心とする緑化計画を促進する」と、そして「市民の健康、文化的な都市をつくれ」と、こういう構想が出ておりますが、学校につきましても、すでに確定されております学校計画がござりますし、病院についても、病院が三十六年に新築されております。また、公園計画につきましても、三十七年の二月に指定せられました用途地域に基づきまして、全市的な公園緑地の検討が進められており、現在、計画で設定された大公園が六つ、小公園が十一ありますが、これまた国の建設省が示しておる基準一人あたり六平米に対しまして、だいたい一人あたり八平米のかつこうになります。また、南部丘陵地開発とともにこの計画を実施に移しつつある段階でございます。

その他、農林水産業の振興については、あるいは防災対策について等々十数項目について答申され、それについての具体化、あるいは計画を実施に移しつつある段階でござります。

次に、これに関連してお尋ねの新構想、あるいは内陸地から港に通ずる道路のお話でございますが、新構想につきましては、ただいま御説明申し上げましたように名阪国道の開発、あるいは名阪国道の実施に伴う内陸地の開発、

そういう点での構想を検討し進めておりまます。また、内陸地あるいは内陸開発に伴う道路網整備につきましては、たとえば小山田団地につきましても、東北・日永線とか水沢本町・采女線とか、あるいは近鉄四日市・滋賀線とか等々いろいろの路線が考えられます。これまた名阪国道インター・エンジ、あるいは内陸開発等々と勘案しながらその道路網の決定をするべきじゃないかということで検討を進めている段階でござります。

次にオトの諸会館建設につきましては、本年四月諸会館建設審議会の御答申をえまして、その答申の中には一応ミニティを中心とした四つの会館を考えると、それは西浦はどうかというような考え方も出ておりますが、しかし土地取得その他の面でさらにひとつひとつ分離してもかまわないという御答申をいただいておりますが、われわれ現在、計画年次あるいはこの四会館の建て物の建てる時期、あるいは近く予想されます市政七十周年の記念行事との関連等々、すべて計画の具体化について再検討を行なっておりますが、いずれにつきましても、資金の面での問題が重要でありますので、さらに詳細な検討を進め、その計画をもつて近くまた御報告をする機会を考えております。

以上で終わります。

○議長（笠田七衛君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 御質問のオ八項、オ九項につきまして、市長にかわりましてもお答えいたします。

まず、オ八項につきまして、職員の綱紀肅正についてございますが、本年の三月二十日から昨今にかけまして、職員の少し常識とはずれた事故が続発しておりますので、十五日部課長を集めまして、職員の服務規律を中心に一段の注意を要請した次第でございます。この内容といたしましては、こうした事故の起る原因がどこにあるのか、二千人にも達するような職員がおるのをございますから、人事担当者だけが幾ら注意してもこれはとうてい把握し切れる

ものではないんですから、部課長のそれぞれの部門において一そな職員をよく把握していただきて、平素の職員指導を一そな密にしてもらいたいということ、出勤、退勤あるいは勤務時間中の所在と身体節操を一そな明確にしてもらいたい。昨今の勤務状態は、私はよほど改善されてきたとは思いますがけれども、そうした点につきましてもさらに一そな明確にするよう願望したのでござります。

また、最近、いろいろな業務の都合で出張があえておるんですけども、復命書を見ておりますと、出張した目的の内容がはつきりつかまれておらないような場合もときどきございますので、出張したからには十分、出張しただけの意味なり、価値なりを持って帰つてもらいたい。單に、会議があるといつて出席してプリントだけをもらつてそれを復命書にしてもらうようなことは困る、まあこういったようなこと、それから配属がえなり、あるいは転勤があつた場合に引き継ぎが不十分であるために十分な引き継ぎがなされなく、市民に御迷惑をかけるという例もあるから、そうした場合の引き継ぎを正確にするということ。それから、火災責任者は、冬は火災の用心については注意しておられるようあるけれども、火災は冬だけのものではなく春夏秋冬しょっちゅうのものだから、こうした夏の火災予防ということも忘れないでほしいと。

それから、文書につきましては、文書の決裁はただ判を押すということだけではないのでございまして、判を押すからには責任を持つてもらいたい。たとえ安易に判を押す場合であつても、それは見たという印ではなくて自分が責任を持つておるという意味で、その判に対する責任感をもう一そなはつきり自覚してもらいたい。

それから、税収の見込みがあまり明るくないから経費の使用については、できるだけ有効に使用するように考えていただきたいというようなこと。それから、国・県の補助金も従来は、補助金といえば無条件に飛びついておつたもんでございますが、これにつきましては市費の負担もあることでござりますから、今日の段階ではよく補助金の内容

を検討して旨目的に補助金がくるからといって、どんな金額でも取るといったようなことはせずに、よく内容を検討したうえでそれを考えていただきたいと。要約すれば、きわめて基本的なかつ、当然しなければならないことでござりますが、結局、管理者の責任とは何であるか、また公務員とは何であるか、全体の奉仕者としての責任とは何であるか、こういった点をもう一度振り返っていただきまして、勇気を出してもう一度新しく出発——、事故が続発しておるときであるからもう一度新しい気持で出発して市民の信頼にこたえていただきたい、こういった趣旨のお話を申し上げたんでござります。

十九問の監査事務局の監査委員会の委員の方々の構成は、昨年の秋から一そう充実したと思うんでございますが、それに即応した事務局の強化についての考え方はどうかと、こういう御質問であると思うんでございますが、事務局の整備につきましては、もちろん従来とも心がけてきたんでありますし、数年来だんだん充実せられてきておるのであり、将来とも一そう必要であると思うんでございますが、この点につきましては、監査の内容あるいは方法をもつと強化するとすれば、どんな点を強化するかと、こういった面につきまして、十分、委員の方々から御意見を承りましたうえで検討したいと、かように考えております。

○議長（笠田七郎君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 港湾問題のその後の移推につきまして、御報告を申し上げます。

御承知のとおり、先般、協定を遂げまして、皆さまの御承諾をえまして進んでおるわけでございますが、直ちに港湾局長は海外へ出ます。引き続いて三重県のほうにおきましても、知事も御出張になられましたので、その後これに付随した、付帯した問題があれば解決していきたいという考え方を県も市も持ち、また運輸省御当局においても補足

しておきたい点があるというお考えでございましたので、実は、知事の御出発のまきわでございましたけれども、まだ巨細のことについて協定を遂げたいが御方針はどうですかといったところが、なるべく県・市で協定をしていただき、これ以上は運輸省に御迷惑をかけないようにしていきたい方針だと。

で、もしお話し合いのうちでいろいろトラブルが起つてきただときには、それでは知事・市長は申し合わせをして運輸省の内意を聞いて裁定をしていくふうにでもして、ものことがきわめてスムーズにいくように考えたらどうでしょうかと、だから知事・市長だけでも何か申し合わせでもしときましようかということで、私は一種の草案のようないを提示したんですけど、これにつきましては、知事が帰つてからということになつておりました。が、お帰りになりましたけれども、一応いろいろの御出張中のお仕事が山積しておりますので、これらのものが一応、解決つきましたら、直ちにお目にかかるとの間にいろいろの協定を遂げ、さらに國のほうともしたいと思うのでございますが、そのうちでいまちょっと問題になつておりますことは、御承知のとおり、ただいまわれわれとの間に運輸省との問題になつておりますのは、県のほうから反論が出てきまして、それに対してまた市のほうから反論があれば出せということをいたしましたので、委託してございました河村先生方のお考へでそれに対する反論が出てござります。

こういうものをもうこの際取り下げるおいて、静かにいつたらどうだらうかという御意見も運輸省のほうにおりなんでござりますけれども、やはり事件を取り扱っていただきおる河村先生の弁護士団といたしましては、國のはうから一応、反論があれば出せといつてきただから、それはまあ受理しておいてくれということで、一応、受理はせられておるんですが、こういうものは一日も早く空文にしてしまつて本軌道に乗せていただきたいと思います。しかし、そういうことをいたしますにつきましても、残っております事実は、県がこれを拒否しましたことに対す

る問題が取り残されておりますので、幸いにも早く協定事項がどんどん進んでいきますれば、そういうものは自然に消滅していくわけになりますので、私どもといたしましては、いまあることはそのままおいてもらつて、それよりも積極的に仕事のほうをどんどん急いで、そしてちゃんと形の上に乗せてほしいという積極的な態度を示していけるようなことでござりますので、いずれ県・市並びに国との間に協定を遂げまして進めていきたいと、こうふうふうに思つております。

その付随協定の過程に起こりまする問題は、漁業権の補償金の分担の問題。それから、片つはの方におきましては、港湾管理問題におきましては、例の港湾管理費すなわち経営費の問題をどうするかということでおこないますが、これは知事・市長ではもうすでに常識的に処理せられておることでござりまするし、また運輸省におかれましても当然そういうべきだという、一応考え方が出ておるんでございますが、事務的に取り扱いますと、なお少しく御協議をせなきやならぬかと思いますが、いずれにいたしましても市の態度といたしましては、できる限り問題は運輸省を父えてスムーズに早くして、そしてこういう問題をどんどん片づけていくつて、四日市の発展に積極的に寄与するようお願いしたいというふうに進んでおるのが現況でござります。

それから、四日市警察の旧庁舎についてでございますが、これは御承知のとおり、すでに会社との間に交渉をもちまして、われわれはある一定の金高になれば、ひとつまあ立ちのき料というわけではございませんが、こんど新しい庁舎をつくるなりやならぬ、それには金がいるからそういうものについて、まあかねあつてひとつ支払ってほしいということをいつておりました。知事は、それを約五千万円といたしまして、そうして市のほうに二千万円ということで三千万円を県のどこかの地所の、つまり上置きというようなかつこうになつてしまひましたので、これがいざさか支障を起こしたわけでございますが、これにつきましてはもうはやすでに開館式をやらなきやならぬ場合にも立ち

至つておりますので、近鉄におきましても早急に解決をして妥当な線を出したいといつておりますし、市長もその三千万円についてはある程度までは譲歩するが、しかしながら基本線においてはできる限りこれを県に持つていかないで、こんどの庁舎のために使うという線さえ出してくれればいいんだとふうふうの話し合ひまで進んでおるような次第でござります。

これは、二、三日のうちに何とか県と近鉄のほうで相談をまとめて、私のほうへ持つてきていただくことになります。もしそれが、少し時間が長引くようであればあの庁舎があき家になりますので、こいつをほうち出しておくわけにはいかないということで、近鉄の立場といたしましては共同で管理していきたいと、こういつておるんでございますが、共同で管理しておるということにつきましては、少し市といたしましては意味がござりますので、まだお話し合いをもちたいと思っておりますが、幸いにも、いま申し上げましたように三千万円の問題について妥協案が成立いたしますれば、そういうものも一舉に解決がつきまして、この問題は、一応、旧庁舎につきましては近鉄へお返しすると。そのかわりにこれの金高をいただいて、そいつをこんどの新しい庁舎に振り向けて経費を使うということでおこなうわけございます。

あとの利用方法でございますが、これからは近鉄といたしまして返還を受けて処理します場合と、返還ということをある程度までばやけた線で金を渡さないという場合には、ばやけた線になりますが、それはなかなか困難でござりますので、そういうような場合には私のほうはもう金はいらぬと、だから、今までどおり四日市に借りておくんであるという線を打ち出しておりますのでござりますが、近鉄としましては、あくまでもこの際一応、解決をつけていただきたいといつて県に頼み込んでおられるようなことでござりまするので、おそらく、この際に解決がつくだらうと私はまあ想像しておるんでござります。

そのあと現在の建物の問題につきましては、近鉄をしてできる限り地方の開発の有効なものに使っていただきたいと。

また、われわれが希望しておる点もござりまするし、地元として御希望のような節合いもござりますので、そういうことは、近鉄に申し入れましてできる限り地元の要望を入れまして、そして地元の発展に寄与するような方面に使ってもらいたい。また、相當に金も出していただきたいと、そしてりっぱな経営をしていつていただきたいと、地方の者もそれに協力するというようなふうにいつたらどうがなというようなことが、いまの実情でござりますが、もう新しい庁舎も目の前に控えておりますので、これはごく近々に一応の解決をみるとと思ひます。まだ、正式なる回答をしてまいりませんが、県へ持つていきました三千万円のうちまあ五千五百万円は、こちらのほうへはき出してくるんじやないかといふうに想像せられておるような次第でござります。

どうか、そのうえでまた御相談を申し上げて善処さしていただきたいと、こういふうに思つております。

○議長（笠田七衛君） 坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 矢田議員の多数の質問に対し、市長はじめ各関係の部長から説明があつたんでござりますが、私は大島議員の質問に対する答弁、あるいは最初の服部議員の質問に対する答弁等を含めまして、一度、市長の見解をお尋ねしたいのござります。

一般質問と申しますのは、われわれ議員が市民の与記にこたえて市民の声なるところを頭において、ことに現在、会派がございまして、会派の代表、会派の総意を代表して質問をしておるものでござりまするから、これに対しして市長がオ一線にお答えになる、これが私は市政に対する一般質問の身上ではないかと思うのでござります。

しかるに質問者もですね、市長の答弁をまとめると大島議員でも、服部議員でも、あるいはこの矢田議員の中にも、三と五以外の問題があつたのでござりまするが、他の助役の方、あるいは部長の方が市長にかわつてと、こういふような御答弁をしておられます、議会運営の姿勢といたしましては、市長がまず概略的に御答弁になり、細かい問題については委任されておる部長がお答えになるのが、これが一般市政に対するものの本体だと思うのでござりまするが、市長はどういう見解を持つておられるか。

なぜ、こういふと申し上げるかといいますと、矢田議員の質問のオ七番、オ十番を取り上げてみましても、公室長の説明でござりまするから、抽象的な説明であるわけなんです。

ことに、十番の問題は、私は昨年度の十二月の議会において、答申があつたならば、それに対しでどうやるんだといつたときに公室長は実に勇敢に実現いたしましたと答えた。

で、私はきよはこの諸会館の問題についてもう少し具体性があらわるのが本体じゃないかと。この諸会館の審議会ができましたのが、市民の各層からいろいろなものを建ててもらいたいという陳情・請願があり三年前に百万円の予算を計上されて、昨年度と一昨年度の審議会において一年にわたつて答申されたものでござります。

ところが、きよの公室長には資金や位置の問題はわからぬけれども、まあ市政七十周年くらいにやりたいと思つておるから、そのときにはまた御相談申し上げると、こう答えたんだござりまするが、ここにところはですね、市長の市政のうえの最も重要な問題であると思います。そういう点において私は具体的にもつと率直にお答えにならねたい。

それから、八番の網紀協正の問題でも同様でござります。岩野助役がかわつて答弁されました。これは私は、か

かうで市長の重要な市政をただす問題だと考へるのござりまするが、遺憾ながら代理の説明で終わつておるのござります。

こういう点について、市長はこの市政の一般質問に對してどうふうお考へを持つていらつしやるか、一應お答へを願いたい。

もう一つ、議会のほうはですね、なくなられた田村議長の時代から、議会運営の中心になつて近代的な四日市市議会の運営にあたりたいというので会派ができ、いまや会派の代表質問、議員の席次も今回は会派別になつておる。

これは、近代的な議会運営として本議会のために、私は非常に喜んでおるものでござりますが、それに対し理事者側のこのひな壇は、私のことばがオーバーでござりますかしりませんが、前近代的なひな壇でございまして、どこの議場を見いたしましてもこういうものはないわけなんです。どこの議場に行きましたも、まず市長が一線に立ておられる。統いて助役がおられてそして市政のあらゆる問題、質問に對しては、市長みずからこれに向かつて答弁され、先ほど申し上げましたように細かい問題については、担当部課長があたるというような状態になつておるのでござります。こういう点についても理事者側は、どういうようなお考へを持っておられるか。

なお、一二、三のどつかの議場をござらんになれば、もうはつきりしたものでござります。そういう点につきましてひとつお答えを願いたいと。

私は、午前中の他の議員の諸公の答弁並びにその方法についてどうかと思ひましたから、矢田議員の問題をとらえてお尋ねする次第でござります。

○議長（笠田七郎君） 市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま仰せつけいただきました、市長に答弁せしといふのに代理に答弁さしておるというおことはでござりますが、私は御承知のとおり、自分でやりますことにつきましてはちつともいといませんでございますが、しかし、ものの輪郭を先申し上げたほうがいい場合と、市長から先に申し上げたほうがいい場合と、少しく勘案いたしまして、はたまた、各部課長におきましてもそれぞれ十分にその担当のことについて心えておりまするで、一應その筋の通つたところを先申し上げて、なおかつ、こううことの答弁があつたが市長はそれに対してもどうだとうふうにさしていただいたほうがいい場合と、單刀直入にお答えしたほうがいい場合とがあるんですが、今日のような場合はできる限り担当の者にお答えさして、そしてよく概貌といいますか、おおむねのところを御承知おきくだされて、なおかつ、ただいまのような御質問があり、御希望があればお答えさしていただいたほうがよからうと、こう考へましたのでございまして、決して市長がうしろへ引っ下がりたいというような性格ではありませんので、これは平素の性格から御判断願いまして、どうぞ、善意に御解釈願いたいと思います。

それから、諸会館の問題でござります。まことにござつともな話です。

先般來、審議会にかけて一應の成案ができてきておる。これに對して、何らまとまつた意見をまだいわぬ。これは、御承知のとおり、一應の成案をえていることは事実でござります。

これにつきましても、多分に考へさせられることはございまして、いま理事者といひたしましてその御意見を尊重しながら、なおこの線でとどめるべきか。

來たる四十三年の七十周年を市が迎えるにあたつては、いま少しくわれわれの市民の胸のふくらむような考へ方を出すべきか、この点につきましても十分に検討しておるのでござります。

それにつきましても、御承知のとおり、伴いますものは財源でござります。

しかも、時おりから非常な経済界の荒波の寄せてきたとさではござりまするし、しかし、市の七十周年ということをひとつの誓いといたしませんと、こういうことはなかなかやれないと。

ですから、皆さまの御在任中にもう少しく述べかりした成案がえられないかどうかというようなことを考えておりますのが実情なんでござります。

それと同時に、そういうようなことをする場合には、いずれも市の財政的な処理ばかりではこれはできません。

いずれ各方面の、とくに、大企業方面の御理解ある御支持をえたいと、こういうようなことも多分に含まれておりますので、実はおりに触れ、機会に触れまして、その前哨戦というようなものをちよいちょいやっておるんでござります。

これがまだ、ちょっと皆さまに申し上げるところまで熟してまいりません。一口も早くと思っておりますが、やはりこういうものには一つの機運がございまするので、十分、緩急を見計らつて、なるほどそうなれば、われわれも市長への答申の考えに同調していま少しく取りまとまつた、いわゆる七十周年にふさわしいようなところに賛同をしてやろうじゃないかというところに、ひとつ皆さまの御意見を持つていただきたいということで努力しておるのが真相でござりまするので、その点につきましてはどうぞ、ひとつ御了承をいただきたいと思います。

綱紀肅正の問題について、ただいまこういうことも市長から申し上げたほうがよかつたのかも知れませんが、実は突発的にやると、市長から乗り出してやるということもいかんがということも考えましたので、首脳者会議を開きまして、それぞれ担当の者から十分にその意のよく徹するように詳細にわたつて説明をしてもらいまして、そしてみんなが理解を持つて自粛をするよう、市民の方に申しわけないような事態の起らないようになさしめるべく、実は市長は少しくうしろへ下がつてこのことを処理したのが事実でございますが、この点につきましてはなお機会をみまし

て、市長といたましても、あるいはオ一線に出てこの問題を取り上げていかなきやならぬかとも思いまするが、できうれば、担当者の者から十分に話をしまして、いわゆる皆が自主的にやつてくれるほうが望ましいと、こういうふうに思うておるような次第でござりますが、たまたま申しわけのない二、三の事件が発生いたしまして恐縮に存じ上げておるような次第でござります。この点は、おわびをいたしたいと存じます。

なお、市長にとおつしやられましたときには、できうる限り私は御答弁としていたくつもりでございますが、代理の者にやらせまするには決して市長がするかつたり、そういうことを忌避するのではございません。やはり、将来的の市政をなつて担当してやつていく諸君に一線に立たせて十分皆さんの前に立つて答弁が堂々とできるよう、自分の担当しておる仕事について自信があつて、いつでも議場で立たなきやならぬという覚悟を持たせるということも、これまた私はひとつの方ではないかと、こう思つんでござりますが、この点はどうか善意に市長の平素の性格からお割り出しになつて、善意にひとつ御解釈を願いたいと存じます。

できうる限り、御趣旨に沿つて行動させることにいたします。

○議長（笠田七衛君） 坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 私の質問に対して、市長はなかなか要領よくお進めになつたんでござります。

これは、多少、見解の相違だと思うでござりますが、私のこの市政に関する、一般質問に対する考え方は、先ほど申し上げたのが本旨であると、こう自分の研究では理解したのでござります。

市長は、親心を持つて助役並びに部長を大いに将来のために、練習をさせるんだという親心でござりますが、これもけつこうやうござりますけれども、やはり常任委員会とかいうようなとこの話し合いでございませんので、一般、こ

の議場において市長の政治所信をはつきり述べられる、議員に述べられることは市民に向かって述べられることでござりまするから、一度これはよく検討を願いたいと思うのでござります。しない私は、強制はいたしません。

なお、ひな壇の問題につきましても申し上げたのでござりますが、これはひとつです、一べん他都市の議場をいわんになって、どういう状態でやつておられるかといふことも御研究になつて、そして四日市の市議会の一般質問の状況は、ほんとうに近代的な状態で運営されることを私は心から望んでおるのでござります。実行力の旺盛な議長でござりますから、議長におかせられてもこの議場の改造といいますか、前の田村議長の意図されたところをつがれまして、せひ本年度中、できうれば九月の議会には、新しい立場においてできうるようひとつ御検討願いたいことを、とくに要望したいのでござります。

その他、矢田議員の質問された十項目の中で、細かい問題で二、三要望があるのあります、それはこの際省略しておきます。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

暫時、休憩いたします。

午後四時二十分休憩

午後四時三十分再開

日程第一 議案第五十六号昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（第一号）なし  
日程第二 議案第七十三号昭和四十一年六月十五日在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、日程第二、議案第五十六号昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（第一号）なし日程第二、議案第十七号昭和四十一年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定についての十七議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言を願います。

酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 議案第61号の件でござりますが、簡易水道料の改正案で一立方メートル二十四円を二十五円に改

正と、この点につきそのまま据え置きといつぐあくにいかないものかどうか、ひとつお願ひしたいわけです。

○議長（笠田七衛君） 水道局次長。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君） 御質問にお答えいたします。

簡易水道の条例の改正は、地元からの要望でござりますて、地元のほうから簡易水道が赤字になりますと、その追加分を私のほうへちようだいいたします。決算いたしましたあげく利益が出た場合には、地元へお返しすることになつております。

それで、小林町の簡易水道の場合、赤字が続きますと、毎年持つてきていただかなきやならぬことになります。それと、地元のほうの要求で自分たちの水の配分がこれではいけないとことで超過料金のほうを上げてくれと、こうじやうふうにもつてまづりましたので、私のほうはそのように地元の要求を入れて値上げの改正をいたしたわけでござります。

○議長（笠田七衛君） 次、御質疑はありませんか。

他に御質問もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となつております十七議案については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第五十六号ならし議案第六十七号及び議案第七十三号を、原案のとおり可決いたしまして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よつて、議案第五十六号昭和四十年度四日市市一般会計補正予算（第1号）ならし議案第六十七号市道路線の一部廃止について、及び議案第六十九号市道路線廃止についてならし議案第73号昭和四十年六月十五日に在職する職員に支給する期末手当の特別に関する条例の制定についての十七議案は原案のとおり可決されました。

日程第十九 発議第6号産業公害並びに公災害防止に対する意見書提出について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程第十九、発議第6号産業公害並びに公災害防止に対する意見書提出についてを議題といたします。

提案者の説明を願います。

訓研議員。

「訓研也男君登壇」

○訓研也男君 発議者を代表いたしまして、提案理由の説明をいたします。

都市公害対策委員会におきまして、全員一致でこのことを決定をいたしました。

内容は、緊急措置としての警報の発令の問題。それから、環境規制の法制化をして根本的な対策を考えてもらう。三つ目は、今まで始終心配がありました危険物の取り扱いについての法律の改正でございます。

とくに、オ一番目の警報発令の措置を四日市市長に委託をされたいということについては、ややもすれば、四日市市民だけが責任があつて、知事の責任が薄れるのではないかとう懸念もあるわけでございます。先ほども公害患者の公費負担については、企業者の企業の責任が薄れるのではないかとう心配があるのと同様でございます。しかしながら、この五月七日より十日に至る間、少なくとも法定の三倍ほどの大気が汚染されたときにも、この警報が発令をせられなかつたという事実に對しては、せつかくは煙等の規制の法律の適用を受けるために四日市市民がたゞへん努力をいたしましたが、それがこの時期に発令もされず、適切に運営もせられなかつたところについては、関係者はたゞへんな憤りを持つてゐるわけでございますが、もう一つの理由は、たとえば愛知県でございますれば、名古屋と愛知県が同じでござりますからじつわけでござりますが、三重県の場合は大気汚染の地区は、この四日市地区に限られ、つまり局地的でござります。

したがつて、遠く津に県庁がありますところで知事に権限をまかしておくところ、知事の権限でやれるところについては、若干、問題がありますし、知事がぜひ持たなければならぬこと、ないしは四日市市長に渡してはならぬことにはならないわけでござりますが、四日の事情に即して公費負担を決定した事實にかんがみ、せ

ひこれは四日市市長にその措置を委託されるようだとう趣旨でござります。

なお、警報発令は、発令するだけでは効果がないわけでござりますが、もちろん、この発令の措置については、あるくは燃料の転換、操業の自粛、住民の退避等々を内容としておることはござります。

次に、環境規制の法制化については、これは抜本的な対策でござります。この法制化によってその過程では、いろいろと国の政策面、あるくは補償面、あるくは税制の面などがこの過程で考えられると思ひますが、現在のばく煙規制法の不備を、先ほども四日市の実情に照らして、ぜひ環境規制を法制化によって補つていただきたいとう趣旨でござります。

危険物の取り扱いについては、参考資料にあるとおりでござりますので、提案の理由を省略いたします。以上でござります。

市民の間からもこの要請はたびたび出されておったことでもござりますし、都市公害対策委員会においても全員一致でおきめられたことでござりますので、どうか、各位の御賛同をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言を願ひます。

日比義平君

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 ただいまの訓誨議員の御発言に対しまして、若干お尋ねをいたしました、かようになります。

訓誨議員もおっしゃったように、発議第六号のうちのオ一項でござります。警報発令を、知事から市長のほうへ委任をされたうとこう問題でござります。この問題は、提案理由の御説明のときにもございましたように、多少、公害対策に対する県の熱意があるとは薄らぎはせぬかとうふうに心配するむきもあるけれども、適切な処置がそれなり

とうう観点に立ってこうとうふうにしたらどうかと、こうとう御説明のように拝聴したわけでござります。私もその点を非常に心配するあまり、御質問を申し上げるわけでござります。

野穂免令の処置を知事から市民に委託を受けるとうことは、やあた研究を重ねるほうがよろしくのではなかとうふうに私考えますので、訓誨議員の御意見を承りたのでござります。

と申しますのは、申し上げるまでもなく、公害の防止とうことにつきましては、被害者である当市が最も熱心に取り組んでおり、かかる犠牲を払つても一刻も早くこれが解決のために努力をしなければならぬと。多少の費用のよけこじるとかじらぬとかじり問題は論外でござりまして、早く適切な処置をしなけりやならぬとうことは当然のことであろうと、かように考えますけれども、何と申しましても公害防止とう問題は、御承知のように大きな問題でござりまして、単に四日市だけの強力だけでは、解決がむずかしいとうことは御承知のとおりでござります。県あるくは国の大きな御助力によってやらなければ、なかなか完全な処置ができるとうことは当然でござりますけれども、ただ十分なる用意なくして権限のみの委託なしし委管を受けることはです。かえつて県並びに国の公害問題に対する処置が後退するのではないかとうことを私、非常に心配するわけでござります。

問題が大きゆうござりますので、企業体はもちろんでござりますけれども、国は国、県は県、四日市は四日市で責任をできるだけ分担して協力して解決にあたるべきであろうと。その解決に多少なりとも支障がきたしそうな問題は、さらに研究を重ねるほうがよろしくとうに思ひますので、訓誨議員の御意見を承りたいわけでござります。

○議長（笠田七衛君） 訓誨議員

〔訓誨也男君登壇〕

○訓誨也男君 お答えいたします。

日比議員の御心配ごもつともござります。この五月七日より十日に至る間のひどいスマッシュのときに私たちは、知事がどこに行つておるかをさがし回りました。それから、副知事が来たばかりでわからないうような事情もございました。市長も上京をしておられました。ここで何とかしなければならぬということをございましたけれども、このような事情でありますて、ついに警報の発令をみず終わつたわけです。

それに対し憤慨のあまり、市長にまかせとくう、感情的などではございませんけれども、先に、公害患者の医療費を公費負担と市が決定したとくう事実があるわけでございまして、それに対しこの警報の発令につけても四日市市民にその措置を委託されたいと、こううことでございまして、四日市の市民感情からございましても、そのことはきわめて適切であろうと思うわけでござります。

ただ、これを審議いたしたときに理事者のほうから警報の発令権は、保健所長にしてはどうかとくう御意見がございました。そうすれば、知事が保健所長に権限を委譲するわけでござりますから、県にあるとみてござつたわけでござります。その説は一応もともとうなずいたわけでござります。しかしながら、行政措置、法的な権限といふものはむしろ行政命令ないしは勧告ができるとくう行政措置を現地に即して強化する必要があるのではないか。二十万四日市市民の健康を守るうえにおいて、じちばん先端に立つて責任を負わなければならぬのは市長であるわけで、その市民が適時適切に全責任を持ってこの行政の措置をするとうそのことは、このほとんどの未解決の公害問題に対しては、じちばん適切ではなかろうか。先ほどの公費負担の例を見てもわかるとおりでござります。

この辺の法的な解釈につけては、じらじら問題もあるうかと思ひますが、要は、この問題については、現在の四日市市民がじちばん頼つてくることを、われわれ議会は代表して意見書を知事に送らうではなくかとくうことだ、このようだまとめたわけでござります。したがつて、この意見書をもつてわれわれは次に行動を起こして知事とも折衝を

したことと思ひますが、そこで知事との話し合ひたつて、内容がどううふうになるかは、先ほどの理事者のお考えも含みとしてございたゞ、こう思ひますので、じまの市民感情を代表するとう意味におきまして、このようだ字句でまとめたわけでござります。

○議長（笠田七衛呂） 日比議員。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 ただいま訓綱議員から御答弁いたしました。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、本問題は相当慎重にやつていただきたい。その取り扱いについては、訓綱議員もおっしゃるとおりでござりますので、蛇足でござりますけれども、あらゆる観点に立つてじろじろの方面に配慮をしていただきて、慎重のうえにも慎重を重ねてやつただきたうことを御要望いたしておきます。

○議長（笠田七衛呂） 他に御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛呂） それでは、質疑を終結いたします。

本件につけては、委員会付託並びに討論を省略して、議案の採決を行なつたうと思ひますが、これに御異議ございませんか。

○議長（笠田七衛呂） 御異議なしと認めます。

それでは、採決を行ないます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり可決いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よつて、発議才六号産業公害並びに公災害防止に対する意見書提出について、原案のとおり可決されました。

發言才六字

商業公害並ひに公災害防止に対する意見を提出にござつて

産業公害並びに公衆衛生防止について別紙のとおり意見書を提出するものとする。

日和田一卷六月一一日抄出

卷之三

大 詞  
島 義  
武 也  
義 男

51

宮崎

永  
田

伊  
蘋

味圖

卷之三

三

評  
集

前  
言

發展はそ

産業公害並びに公災害防止に努する意見書  
で述べてゐる現況にかんがみ、これが根本的な解決のために次の諸事項について速かる措置を講ぜられ、民生の安定と住民福祉の向上を図られるよう強く要望する。

記

一、四日市市における大気汚染緊急対策について警報発令の措置を四日市市長に委託されたい。

三重県の行政区画からみて大気汚染は当四日市市限りの極地的ことであり、去る五月七日より十日に至る間は大気汚染が甚だしく（別紙資料）、七日には、〇、六PPMに達する危険な状態となつたが、緊急の措置が講ぜられなかつたことは、現状に即応せず誠に遺憾である。

一  
環境規制の法制化について

ばい煙の排出の規制等に関する法律は、四日市市の実情に即応せず排出基準による規制には不備な点が多い。そこで、ここに三點を改めておきたい。

## 一、高圧ガス及び危険物取扱いの関係法改正について

四日市市において発生する呂圧ガスによる災害に対し、附近住民が不安をいたく環状にあるので危険物施設の位置、構造等の規制について、特に屋外タンク貯蔵所の保安距離の規定は保有空地内に包含される等不合理な点が認められるので、一層安全の強化をはかるよう危険物関係法令を改正されたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年 月 日

四日市市議会議長

内閣総理大臣  
通商産業大臣  
厚生大臣 殿  
自治大臣  
三重県知事

〔別紙省略〕

日程第二十 委員会報告第四号 陳情書審査結果報告なし

日程第二十二 委員会報告第六号 請願書等審査結果報告

○議長（笠田七衛君） 次に、日程第二十、委員会報告第四号ないし日程第二十二、委員会報告第六号の三件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がございましたら、御発言を願います。

加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 陳情第十分につきまして、総務委員長にお尋ねをいたします。

陳情の内容をつぶさに検討をしていただきましたところ、その第一に上げられております建設業会員、会員外とうものの二つを区別して指名競争入札にお組みを願いたいと、こういうような陳情が出ておるわけでございます。じま一つ、次三のところに指名発注については、建設業会員に公平に発注をお願いするよう陳情をいたしますと、これは陳情でございますので、とくにこの点について当委員会におかれまして、慎重御審議願つてここに経過報告いたしますして、「その趣旨を了とし、理事者はこれを十分に検討し善処することを要望する」と出ております。この点であらかじめ理事者のこんどの取り扱いにかんによつては、重大な問題になることも懸念いたしますて、この審議の過程をお聞かせ願いたいと存するわけでございます。

○議長（笠田七衛君）

〔総務衛生委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○総務衛生委員長（藤谷祐一君） 総務衛生委員会に付託されました陳情の件につきまして、御回答申し上げます。

昨日、総務衛生委員会におきまして、付託されました陳情について審査をいたしましたが、ただいま加藤議員の御心配になつたような問題につきましても、各委員から強く質問いたしまして、将来これが一つの根拠になつて業者間に災いを残すとか、また独占的な意向にならへんかと、そういうことにつきましては、十分、審査いたしました。文面もよく読んでみましたがところが、決してこの協会に入つてしない業者は、入札に入ってくれるなどか、それから別にせよとかいうことはございません。できればそういうふうにしてほしいという要望でございます、これは。それについては十分質問いたしましたが、決してそういうこともありません。従来やつておるとおりでありますて、決してそれを削除した覚えもありませんし、またする必要もありません。無資格の業者といいますか、資格は全

部持つておられまして、しかも県の認可をえておりまして、みな資格を持つておりますが、協会といふものと資格があるものとは差別いたしません。従来どおりやつておきますところをはつきり聞きました。

それから、とくに建設業協会の会員に公平に発注せよということは、これはまあひとつ願うほどの立場でものをいわれたんであつて、これはそういう要望されても、理事者がそれを取り上げるか取り上げないかできまるんですから、そういうことはいたしません。できればみな公平にしてしまいますところを聞きましたので、全員それに賛成いたしまして、ただ、将来それにつきましては取り扱いを十分慎重にやつてほしと、間違にならじようにしてほしいと、うことを要望いたしまして、その結果を報告した次第でございます。

○議長（笠田七衛君） 加藤議員。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 委員長の報告で、その趣旨そのものもわかつたわけでござります。

そこで、理事者のほうにもよく要望として強く御要望申し上げたところは、この中に建設業協会と会員外の業者を別個に組んで指名をするように陳情が出ておりますが、ただいま委員長が仰せのことく、この取り扱い方には十分なる御配慮を願ひたいと思います。しなれば、建設業界に当四日市の指名業者の数と、それから四日市市における登録業者の数と相考え合わして、そういう過程からおきましても、市長の地元中小企業の育成という点におきましても、相反するような扱い方はなさらぬよう強く御要望を申し上げておきます。

また、いろいろのうわさにもあるごとく、建設業界のあり方については、十分にその担当理事者は把握をしていただく点が多々あるんじやないかと私は強く感ずるものでござります。そういうようなことを常に把握されまして、市民の指導方針のとおりに地元業者育成に万全を期せられることを強く御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（笠田七衛君） ほかに御質疑、御意見も――、酒井議員。

〔酒井国一君登壇〕

○酒井国一君 委員会報告のを五号の中において、受理番号オーニ十七号精神薄弱児收容施設建設のための敷地確保についてであります。委員会の意見としては、「この趣旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する」というふうに出ております。

この点について、敷地の確保をあつせんするだけか。あるいは財政面において援助するか、この点について御説明を願ひたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 伊藤委員殿。

〔教育民生委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

ただいまの御質疑につきましては、昨年の六月の全国協議会すでに皆さん方の御了承をえておりますので、その点に基づいて過日のおはなで処理したような次第でござります。

○議長（笠田七衛君） ほかに御質疑、御意見もありませんので、本件を委員長の報告どおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。よつて、委員会報告オ四号なしし委員会報告オ六号は、各委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	陳情強番号	件	名	委員会	審査結果
四	陳情才一〇号	工事請負名入札等について		衛總生務	採択
	陳情才二七号	精神薄弱児収容施設建設のための敷地確保について			
五	陳情才六号	四日市朝鮮初中級学校新築建設基金補助について			
	陳情才九号	四日市市韓国学園運営費助成について			
	陳情才一三号	高花平小学校校舎増築並びに予算増額について			
六	請願才七号	浜田地区下水道施設の整備について		民教生育	採択
	陳情才八号	富田地区本町より富洲原地区間の運河（塩役川）川巾縮少について		建設	採択
	陳情才一四号	高花平住宅地の整備について		採択	採択

○議長（笠田七衛君） なお、総務衛生、産業水道の両委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。両委員長からの申し出の閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

#### 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第68条の規定により申します。

記

#### 一、事 件

陳情才一二号

労働組合及びその所有にかかる労働会館に対する固定資産税等を非課税とするよう地方

税法の改正方について

#### 二、理 由

調査研究のため

昭和四十年六月十七日

総務衛生委員会委員長

藤 谷 祐 一

一

四日市市議会議長 笠 田 七 衛 殿

## 閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第68条の規定により申し出ます。

記

### 一、事件

諸議案一八号 高物価と重税反対、国民の生活と権利を守ることの決議について

陳情案一号 産業資金の援助について

### 二、理由

調査研究のため

昭和四十年六月十七日

四日市市議会議長 笠 田 七 衛 殿 産業水道委員会委員長 志 積 政 一

○議長(笠田七衛君) 次に、監査委員より監査並びに現金出納検査の結果報告について、報告第10号ないし第17号の八件がまじっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによって御了承を願いたします。

以上をもちまして、本定例会の議事については全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

右、地方自治法第百二十三条规定に基づき署名する。  
(拍手)

午後五時八分閉会

四日市市議会議長 笠 田 七 衛  
署名 議員 矢 田 繁 郎  
署名 議員 高 橋 伊 祐